

婚姻法貫徹運動をめぐって

小野和子

(一)

一九四九年九月、中國共產黨の提唱によって召集された中國人民政治協商會議は、新しい國家が據るべき人民民主主義の綱領として「共同綱領」を採擇し、その第六條において「中華人民共和國は婦人を束縛する封建制度を廢止する。婦人は、政治的・經濟的・教育文化的・社會的生活の各方面においてすべて男子と平等の權利を有する。男女婚姻の自由を實行する」ことを宣言した。「共同綱領」の掲げる男女平等・婦人解放のこの新しい理念は、共和國の成立と、三つの段階をへて實現されることになる。一九五〇年の婚姻法の公布施行、一九五八年の大躍進と人民公社、一九六六年以降の文化大革命と批林批孔、がそれであって、解放前の中國婦人たちは、このような三段階を経て、天の半分を支える。今日の地位を獲得したといえる。本稿は、この解放前のさいしょの段階における大きな變革であった婚姻法の公布施行について考察しようとするものであるが、とりわけ婚姻法徹底のために全國的に展開された婚姻法貫徹運動の進行過程とその過程でおこった諸問題とを具體的にのべて、この運動がもった重大な社會變革としての意味をあきらかにしようとするものにはかならない。

そもそも婚姻法は、男女兩性の結合のあり方を法的に規定したものが、じつはそのことが、國家社會のイデオロギー

裝置としての家族制度のありようと深くかかわりあうことから、當該社會の社會變革をもっとも敏感に反映してきた。フランス革命では、ただちに新しい婚姻法が制定せられて、教會の結婚にたいする介入が排除せられたし、ロシア革命においても、社會主義さいしょの婚姻法として、いわゆる一八年法が制定せられ、封建的な婚姻制度の廢棄が宣言せられたことは周知のとおりである。

だが、帝國主義が、封建主義を媒介としてつゞつ民衆を支配してきた中國では、事態はそれほど容易ではなかった。ブルジョワ革命としての辛亥革命は、二千年來の專制王朝を打倒したけれども、この專制體制の「根據」をなしてきた封建的な家族制度には何ひとつ手をつけることができなかった。未完のままに終つたこの革命は、「民法」についても全面的な改正はとうていおこない得ず、革命の精神にいちぢるしく反するものを除いて、とりあえず清末のものを援用することとしたのである。封建的な婚姻制度を廢棄し得なかつたのはむろんであるが、そればかりか意識的にそれらのものを溫存することによって、封建的な家族制度の崩壊をくいとめようとしたとさえいえるかも知れない。民國になつてからも未婚のまま死亡した婚約者に殉じて自殺した娘が表彰されたり、あるいは、未亡人の再婚に壓力が加えられたりしているが、支配階級はこのような舊い婚姻制度をつうじて舊體制の秩序を維持しようとしたのである。家族制度の崩壊は中國社會の崩壊につながるとする支配階級の危機意識は深刻であつた。

むろん中國でもブルジョワ的な「民法」が一度も成立しなかつたわけではけつしてなかつた。辛亥革命よりおよそ二十年のち、一九三一年には、國民政府によって、いわゆる「中華民國民法親屬篇」^②が公布施行されている。しかしこの法律は、法としての實效性をほとんどもたなかつたばかりでなく、その運用からみれば基本的に從來の封建的な家族制度の上になつたものであり、ブルジョワ的個人さえも十分に認めたものとはいひがたかつた。

婚姻の自由についていえば、「明媒正娶」の婚姻であれば、たとい當事者が合意しないものであつても合法的な結婚と

認められたし、そうでなければ、當事者が合意していても非合法の結婚であった。たとえば、男女それぞれ満七才に達して結婚の意志があり、法定代理人によって婚禮がとりおこなわれ、民法九八二條の方式に合致しているならば、たとい同居合衆の事實がなくとも婚姻の效力を有するもの、とされた。また結婚外の性關係にたいする規制は嚴重であり、雙方の愛情の有無は問題外であった。彼らが既婚のばあいは當然姦通罪をもって處斷し、結婚を許さない。重婚は禁止しているが、夫の蓄妾は重婚とは認められず、夫の蓄妾の事實をもって妻は離婚を請求することができなかった。

一方、離婚については、男女雙方の離婚の自由を形式的に承認してはいるが、十ヶ條からなる厳しい制限條項を設けていて、事實上、女の側からする離婚の提起をいちぢるしく制限するものであった。たとえば「親屬篇」は、男女いずれか一方が、同居に耐え得ないほど虐待されたばあいには、離婚を承認しているが、大理院の解釋例によれば、姑が嫁を虐待し、手足を骨折し、あるいは殘廢の重傷を負わせたのでなければ、離婚を請求できなかった。しかもそのばあいでも夫が姑の行爲に關與しているのでなければ、離婚理由を構成するには足りない、という。離婚の自由などは事實上存在しないにひとしかつたのである。

この「中華民國民法親屬篇」の公布施行とほぼ時を同じくして、江西省の革命根據地、中華ソヴェト共和國で、新しい婚姻法「中華ソヴェト共和國婚姻條例」が施行された³⁾(一九三二年二月一日)。中華ソヴェト共和國成立直後のことであつて、中國共產黨が、婚姻制度の改革にいかにも熱意をよせたかが知られる。そのごも抗日戰爭のなかで、陝甘寧邊區、晉察冀邊區などが、それぞれ独自の婚姻條例を制定している。これら解放區でおこなわれた婚姻法は、時期によって部分的に異同があるが、封建的な婚姻制度の廢止、男女平等、一夫一婦制の確立、結婚および離婚の自由、婦人および子女の利益の擁護、という點では共通の原則に立つものであった。

中華人民共和國の婚姻法は、この中華ソヴェト共和國らしいの婚姻法を繼承するとともに、ソヴェト、東歐

諸國、および朝鮮人民民主主義共和國の法律とその経験を参考にしつつ作成せられたものである。

すでに毛澤東が「湖南農民運動考察報告」において指摘したように、中國の婦人を束縛していたのは、四つの太いつな、政權、族權、神權、夫權であり、これらすべての根幹にあったのは地主權力即政權であった。封建的な婚姻制度の根源も地主制のなかに存在したのである。このために地主權力が打倒され、土地改革がおこなわれた地方では、封建宗法の全體系が動搖し、婚姻の自由の要求が廣汎にひろがった。それは土地改革がたんに經濟變革としてのみならず、農民の意識變革としておこなわれた事情をも反映していた。土地改革は上からの土地分配ではなく、農民自身が權力を樹立して下からの力で土地分配をおこなったものであって、それは農民自身のもつ舊い封建的意識を大きく變革するものとなったのである。土地改革に關連して婚姻の自由が提起されてくる過程はおおむねつぎのようであつた。

まず反惡霸鬪争の時期には、かつて惡霸地主のおこなつた婦人にたいする強姦、強奪などが告發された。それは地主の農民にたいする人身支配の一環として、農民の地主にたいする憎惡をかきたてるものとなり、その非法なる婚姻關係の解消が迫られたのである。

ついで反惡霸鬪争が深化し、土地改革がおこなわれるようになると、その前期には、農民内部の不合理な婚姻關係の解消が主たる問題となつた。童養媳、早婚、搶婚（略奪結婚）、賣買結婚や婦女虐待がそれである。しかしこの時期には、まだ婦女鬪争の経験が少ない上、殘存する封建勢力と農民自身のもつ舊い封建的な意識とが結びついて、婦人の解放鬪争はきびしく抑壓されていた。婦人の他殺・自殺がもっともおこりやすいのはこの時期である。

土地改革の後期と土地改革いごになると、狀況は大きく變化した。土地改革の過程でめざめた婦人たちは、家庭内における民主主義と離婚の自由を公然と要求し、大量に社會活動に参加しはじめる。

このような過程は、舊解放區および國內革命戦争によって新たに解放された地域に、きわめてアンバランスに進行しつ

つあった。そして婦人の離婚請求が激増し、民事事件のうち婚姻案件の占める割合がふえたばかりでなく、それに關連して婦人の自・他殺が連續しておこるといふ悲惨な狀況さえ生まれつつあった。こうした狀況を反映して一九四八年秋、河北省建屏縣でおこなわれた各解放區婦女工作者會議で統一的な婚姻法制定の要求が出された。これらの解放區ではいちおう邊區の婚姻條例が依然有效とされていたが、土地改革の進行とともにそれだけでは收拾し得ない狀況が擴大し、統一的な婚姻法の制定とその強力な實施が焦眉の急とされたのであった。

さて解放區婦女工作者會議のこのような要求にもとづいて、一九四八年冬から中國共產黨中央婦女運動委員會および同法律委員會が婚姻法の草案準備に着手し、いご一年半の日子をついやして研究・討論・修正がおこなわれた。一部の條文を除いて少ないものでも十〜二十回、多いものでは三十〜四十回の修正をへた、という。そのご全國民主婦女聯合會と法制委員會の討論をへ、さらに政務院政治法律委員會、政務院の第二十二次會議、毛澤東主席の主宰する座談會の討論をへて、ようやく成立、一九五〇年五月一日公布施行のはこびとなったものである。この間、臺灣を除く全土が解放され、中華人民共和國が成立したことはいうまでもない。

このようにして制定された新婚姻法については、すでに故仁井田陞博士らによって法學的な面からのアプローチがなされているので、本稿では、婚姻法の個々の條文の分析は省略するが、行論の都合上、新婚姻法の掲げた理念と特質についてだけ、かんたんにふれておきたい。

新しい婚姻法は、封建的な婚姻制度の廢止を第一條に掲げた。「請負(包辦)・強制、男尊女卑、子女の利益を無視する封建主義の婚姻制度を廢止する。男女の婚姻の自由、一夫一婦制、男女の權利の平等、婦人と子女の合法的な利益を保護する新民主主義の婚姻制度を實行する」(第一章第一條)というものである。

封建主義の婚姻制度においては、「父母の命、媒酌の言」による「包辦・強制」の形式が結婚の合法的形式であり、財

産の多寡と家柄の高低がその物質的基礎をなしていた。それは封建的な政權と族權の男女關係に対する連合支配であり、封建的な神權——算命卜卦など——の男女關係に対する野蠻な干渉をもともなうものであった。そのような結婚は、當然の結果として男尊女卑であり、姦通と賣淫によって補完される公然たる一夫多妻制と婦人の奴隸制によって支えられる。兒童は家父長の身勝手な蹂躪の対象であり、「父子の親」は「君臣の義」の縮圖であった。

これにたいして、新婚姻法は、男女婚姻の自由（結婚と離婚の自由）、一夫一婦制、男女の權利の平等、婦人と子女の利益の擁護を原則とし、重婚、蓄妾、童養媳、未亡人の再婚の自由への干渉を嚴重に禁止する。結婚は男女雙方の完全なる自由意志によるものであり、男女それぞれの主體的な行爲として決定されるものである。いかなる第三者、いかなる神の干渉も許されず、財産・家柄なども何ら相互の愛情の代替物たり得ない。「夫婦は共同生活の伴侶であり、その家庭内の地位は平等である」。「雙方ともに敬愛しあい、助けあい、扶養しあい、むつまじく團結し、生産に勵み、子女を養育し、家族の幸福と新中國の建設のために協同して奮闘する」(第三章七、八條)ことが期待されている。離婚は自由であるが、その際、封建的な壓迫から解放されたばかりの婦人と子女の利益は十分に保護されなければならない、とするものであった。

封建的な婚姻制度の否定と家庭の民主主義的な變革を内容とする、このような婚姻法はその成立自體、中國ではまったく劃期的ないみをもつものであった。かつてエドガー・スノーが、邊區の婚姻法を批評して語った言葉を借りるならば、「半封建的な法律と慣習を背景にすれば、それ自體、極めて過激なものであった」とさえいえるかも知れない。だがそれにもまして注目すべきことは、婚姻法の理念であった男女平等と家庭内における民主主義をめざして、法の實踐があくまで追求されたことである。婚姻法は、ブルジョワ的な男女平等がそうであるような繪に畫いた餅ではなかった。

このばあい、法の實現の大きなテコになったのが、いわゆる結婚登記と離婚登記であった。婚姻法第二章第六條は、婚姻の登記について「結婚は、男女雙方がみずから所在地(區・郷)の人民政府に赴き登記をしなければならぬ。すべて本

法の規定にかなった結婚には、所在地の人民政府はただちに結婚證を交付しなければならぬ。すべて本法の規定に合わない結婚は登記をゆるされない」と規定しているが、この婚姻登記はたんなる形式的な届出ではなかった。人民政府は、婚姻は社會國家の公益と無關係な私事ではなく、社會國家の構成員たる男女の公私の利益の統一されたもの、という立場に立つ。結婚登記に當って、人民政府は、事實審査を行ない、その婚姻が男女雙方の自由意志に基づくものかどうか、結婚年齢（男二〇歳、女一八歳）に達しているかどうか、賣買結婚などの非合法的な婚姻ではないかどうか、を確認し、適切な指導を與え、婚姻法の精神に合致しない結婚は登記を許さない。一九五四年第三期の統計によれば、三十萬組の登記申請のうち、四千四百組（一・五%）の結婚登記が、「包辦強迫」の結婚として登記が拒まれているのであって、婚姻法公布當時に登記を受理されなかったものはもっと多かつたであろう。離婚登記のばあいも結婚登記とおなじであつた。協議離婚はむろんのこと、男女いずれか一方による單意離婚も認められていたが、まず人民政府と司法機關による調停が先行した上で、離婚意志の有無、離婚ごの婦人の生活の方法、子女および財産の處理などをめぐつて事實審査がおこなわれる。調停工作による離婚申請の撤回も相當數に及んだし、安易に離婚を申請したもののブルジョワ的自由主義思想が厳しく批判されて受理が拒まれた例もある^①。このように、結婚および離婚登記は、それぞれに新婚姻法に基づく事實審査であり、さらにはまた新婚姻法の理念たる男女平等の宣傳教育工作としての意味をもつものであつた。人民政府は、婚姻法の掲げる男女平等の立場から積極的に個人に關與したのであつて、それはブルジョワ的婚姻法のもつ形式合理主義とはあきらかに區別されるものであつた。

だが舊い婚姻制度は、長年にわたつて中國の半封建半植民地社會の缺くべからざる構成部分をなしてきたものであつて、容易なことでは打倒されなかつた。このために、極めて過激な^②新婚姻法は、中國社會のなかに少なからぬ抵抗をまきおこしえたのである。婚姻法が容易に中國社會に受け入れられなかつたこの事實こそ、婚姻法がたんに個別的な人間と

家族のありようにかかわるのではなくして、じつは中國社會の深部にふれるなみなならぬ變革であつたことを物語るものにほかならない。それがしばしばいわれるように「婦女法」として婦人の解放にだけかわつたのではないことはいうまでもないことである。以下、婚姻法によって照らし出された中國社會の、むしろ暗黒面についてのべるのは、けつしてその暗黒面を強調するためではなく、それをのりこえようとした婚姻法の公布施行が、どれほどの大事業であつたか、を語るためのものにほかならない。

注

- (1) 胡適「貞操問題」〔新青年〕五卷一號。
- (2) 「中華民國民法親屬篇」については王汝琪「徹底肅清偽民法親屬篇」的影響 保證新中國婦女的合法權益」〔人民日報〕一九五二年九月一日、および芮沐「新中國十年來婚姻家庭關係的發展」〔政法研究〕一九五九年五月號)參照。
- (3) 中華ソヴェト共和國および解放區の婚姻法については福島正夫・宮坂宏「中華ソヴェトおよび邊區時期の婚姻法の特質」〔現代アジアの革命と法〕下)、『講座家族』3 第四章婚姻思想の展開 一 二 「中國―婚姻思想展開の社會基礎・婚姻改革と土地改革の不可分性―」幼方直吉參照。
- (4) 李寶光「河南省發動農婦參加土地改革的幾點經驗」〔新中國婦女〕一
- (5) 陸慧年「婚姻法誕生前後」〔婚姻法學習手冊〕一九五〇。
- (6) 婚姻法の起草の經過については陳紹禹「關於中華人民共和國婚姻法起草經過和起草理由報告書」〔婚姻法及其有關文件〕一九五〇。
- (7) 仁井田陞「婚姻法」〔中國人民民主主義革命と家族〕「中華人民共和國婚姻法」〔中國の傳統と革命〕1)、大塚勝美「中國婚姻家族法の變革」〔現代アジアの革命と法〕下)。
- (8) 注(6) 陳紹禹前掲報告。
- (9) エドガー・スノー 松岡洋子譯「中國の赤い星」一六三ページ。
- (10) 李正「中華人民共和國婚姻法對建立和鞏固家庭的作用」〔政法研究〕一九五五年五號)。
- (11) 仁井田陞、注(7) 前掲書一二二ページ。

(一)

婚姻法貫徹運動の展開過程はほば次の三つの時期に分つことができる。

- (一) 一九五〇年五月一日の婚姻法の公布施行から翌一九五一年九月二十六日の「婚姻法の執行情況の検査に関する指示」まで。
- (二) 右の指示から一九五三年一月の中央婚姻法貫徹運動委員会の成立まで。
- (三) 同委員会の成立から一九五三年三月の婚姻法貫徹運動月の終了まで。

以下順次時期を追って考察する。

中華人民共和國が成立して間もない一九四九年十一月二十一日、北京市第二期各界人民代表會議は「妓院を閉鎖することに關する決議」を採擇し、即日執行、一二九〇名の娼婦を解放した^①。娼婦たちは、生産教養院に收容され、性病の治療とねばりつよい教育を受けたのち、生産點にもどされた。娼家の財産は沒收、娼婦に寄生して甘いしるを吸ってきた娼家の經營者たちも一ヶ所に集中させられた。當時上海では娼家八百餘、娼婦九千餘名が登録されていたが、蔣介石の國民政府の數字によってさえも、實際にはその數、十萬に及んでいた^②、という。その他の都市をもふくむならば、莫大な數の婦人たちが、野蠻なる「性の販賣」を強要されていたわけである。北京いがいのこれら都市についての娼婦解放の具體的状況はあきらかでないが、おそらく遅かれ早かれ北京とおなじ経過をたどったのであろう。階級社會の必然的な産物であり、一夫一婦制の補完物にはかならなかつた賣淫制度が、解放直後、婚姻法施行以前に廢止されていることに、まず注目する必要がある。

さて、「中華人民共和國婚姻法」は一九五〇年四月三十日、毛澤東主席の名による「中央人民政府の中華人民共和國婚姻法の公布施行に關する命令」によって五月一日より公布施行のはこびとなった。これと同時に中國共產黨中央委員會は「婚姻法の執行を保證することについての全黨への通知」を、また中華全國總工會、中國新民主主義青年團中央委員會、中華全國民主青年聯合總會、中華全國學生聯合會、中華全國民主婦女聯合會の關連五團體は「中華人民共和國婚姻法を支

持することについて、各地の人民團體におくる通知^③を發した。

これらの通知は、婚姻法の執行が、封建的な殘滓をとりのぞき、新しい家庭關係と社會生活を樹立する重大な社會改革であり、男女大衆、とりわけ婦人の解放にとって大きな意義をもつものであることを述べて、深く大衆のなかに入って廣汎な宣傳活動をおこなわなければならないこと、各地の人民政府・人民法院と協力して婚姻法を執行しなければならないことを指示していた。このばあい、とくに地方の下級の司法機關や、區、村などの幹部のなかに封建的意識が強く、婚姻の自由への干渉や婦人・子女を虐待する非法な行爲、もしくはそれらを傍觀する態度のあることを指摘し、注意を喚起している。これらはむろん、舊解放區における婚姻法執行の經驗にてらして指摘したものであるが、この幹部の問題は、婚姻法貫徹運動の最大の焦點になったものであって、幹部でさえも容易に婚姻に関する古い意識を變革しえなかったところにこの運動がもつた容易ならぬ困難があったといえる。

さてこの婚姻法が、婚姻の自由を規定し、若い青年男女に大きな希望を與えたことはいうまでもない。婚姻の自由といえば、イコール結婚の対象を選択する自由、とわれわれは考えがちであるが、それ以前にこの國では貧困が結婚そのものを極度に困難にしているという事情があった。かつて毛澤東主席は、江西省の「興國縣の調査」において、中農の一〇%、貧農と手工業職人の三〇%、游民の九〇%、雇農の九九%までが妻をもたなかったという事實をあきらかにしている^④。この原因はむろん彼らが妻を買^うことができないほどに貧困だったからであるが、今ひとつの原因に男女人口の極端な不均衡があった。女兒の間引き(溺嬰)が日常不斷であった上に、饑饉の年に先ず食事を減らされるのは女兒であって、餓死は女兒から始まったのである。河南省魯山縣のある地區では生まれた十一人の女兒のうち十人まで棄てられたし、またある地區では男兒十五人にたいして女兒は六人であった^⑤。またある地區では、未婚の女性五人に対し結婚できない男性は八十人以上に達していた^⑥、という。こうしておこる男女人口の不均衡も、女兒を間引き、餓死させなければならなかった農民

年來かつて女の側からする離婚の自由は存在しなかった。「中華民國民法親屬篇」も女の側からする離婚の自由に、嚴重な制限を付していたことはすでにのべたとおりである。女は逐い出されるか死ぬ以外に終生婚姻を解消するすべはなかった。婚姻法はこの女の側に離婚の自由を認めたわけだが、婚姻法が「過激」とされたのはまさにこの點にあった。この婚姻法がしばしば誤って「離婚法」と稱せられたのは、かえてこの離婚の自由が中國においてもった劃期的な意味をものがたるものにほかならない。

この離婚の自由は、じっさいにこの規定にもとづいて離婚を請求したと否とを問わず、既成の夫婦關係のすべてにきわめて重大な意味をもった。なぜなら、舊中國では特定のばあいを除いて自由な結婚は存在しなかった。賣買結婚、包辦結婚は、九五パーセントから時には一〇〇パーセントに達していたのであって、既成の婚姻關係のほとんどすべてが、婚姻法の否定した封建的な結婚であったといつてさしつかえないであろう。婚姻法はその舊い婚姻關係のなかに、離婚の自由とつかつてなかつた契機をすべりこませたのである。むろん婚姻法が、これら舊い婚姻關係すべての破壊を目的としたのではないことはいまでもないことだが、離婚の自由が保證されているかぎり形式的にいえば、かりに離婚しなくとも、持續されている夫婦關係は、自己の意志によって再び選擇されたものとなる。出發は封建的な婚姻であっても、長い共同生活と勞働によって育くまれた夫婦の愛情はあり得たわけでそれを基礎に、婚姻法のさししめす「民主和睦の家庭」として人間關係を再編成することも可能であつたはずである。このいみで婚姻法はひろく人びとの婚姻と家庭生活を問ひなおすものとなつたことはいない。

さてこのように婚姻法が離婚の自由を明確に規定した結果、婚姻法施行ご、離婚が激増した。各地の人民法院が受理した離婚案件の年度別内譯は左記のごとくである。⁽¹⁰⁾

一九五〇年

一八六、一六七

一九五二年 四〇九、五〇〇

一九五二年（上半期）三九八、二四三

法院が離婚請求に關與するのは、男女いずれか一方が離婚を請求し、區人民政府による調停が成功しなかったばあいである。したがってこの數字には、男女雙方が離婚を希望したばあいのいわゆる協議離婚はふくまれないものと思われるから、實際の離婚數はこの數字をはるかに上まわるものであった、と考えられている（香港大學のM・J・メイヤー氏の推定によれば、婚姻法施行ご四年間の離婚は、年平均八〇萬、離婚率は一・三%におよんだであろう¹²）。ちなみに日本では終戦ご新民法が施行された昭和二十三年で〇・九九%であり、三十年以降では、〇・七三¹³〇・九三%である。とすれば婚姻法施行直後の離婚率は、相當に高いものであったといわなければならない。

この離婚が、婚姻法施行の一九五〇年五月を境にして急増したことはあきらかです、たとえば北京など二十一大中都市の司法機關が受理した婚姻案件は、

一九五〇年一¹四月 九、三〇〇

一九五〇年五¹八月 一七、七六三

河北・平原等の省所屬の十の縣城では

一九五〇年一¹四月 九八六

一九五〇年五¹八月 一、九八二

で、いずれも都市の數字ではあるが、前者では九一%、後者では一〇一%の大幅な伸び率を示している¹⁴。そしてこの婚姻案件のほとんどが離婚請求だったのである。

しかもこれら離婚を申請したのは、壓倒的多數が女の側であった。たとえば、一九五〇年、三十二の大中都市と三十四

の縣城で出された離婚申請についてみれば⁽¹⁵⁾

總數 二一、四三三

女の側から申請したもの 七六・五六%

男の側から申請したもの 二三・四四%

である。中南區のばあい、一九五〇年五月から一九五一年四月までに受理した婚姻案件は

總數 九〇、四二五

女側から申請したもの 七〇、〇〇〇以上(七七%)

でほぼ同じ率を示している⁽¹⁶⁾。このような大量の離婚申請が、それも女の側から申請されたことは、夫を天なる地位からひきづりおろしたことであって、中國の女性史にとってはまことに天地を覆えずほどの重大な局面であったといつてよいであらう。しかものちに述べるように、この數字の背後には、離婚の意志をもちながらも、さまざまな抑壓や妨害によって離婚申請にいたらなかった婦人たちも多數存在したわけで、これらの數字は、その抑壓や妨害をくぐりぬけてきたいわば氷山の一角でしかなかったのである。婚姻法はこうして婦人を封建的な婚姻から解放する有力な武器になったのであった。

しかし、それにもかかわらず、婚姻法は郷に下らず、農村では状況はほとんどかわっていないかった。たとえば婚姻法が嚴重に禁止した童養媳。浙江奉化の三虞村は婚姻問題の深刻な一つの典型とされるが、全村一三七戸中、三分の二の家に童養媳がおり、しかもその多くは新婚姻法が施行せられてのち買われてきたものであった⁽¹⁸⁾。また福建永春縣第二區の一五の郷では、八、九九五人の婦人のうち、童養媳が一、八九一人(二二%)、等郎妹(男兒の生まれるのをみこして買っておく嫁)が八五人(二%弱)、寡婦が一、三〇七人(二四%)、租妻、典妻も少なからずいた。婚姻法の宣傳の結果、寡婦の結婚したものが七三人、未婚の童養媳のうち家に歸つたもの一七八人がいたが、同じ時期に父母の手による「包辦」結婚・賣買結婚が四

九九組あった、という(一九五一年下半年期)。「女子一歳は身價二石」というが、これは山西省猗氏縣の童養媳の相場であった。また典妻、租妻、夥妻という野蠻な現象も跡をたたず、福建省寧德縣一區の三つの郷の統計によれば、租妻一四九人、典妻一五九人、夥妻五人がいたという(總數および年月不明)。租妻とは賃貸された妻である。

さて婚姻法はこのような封建的な婚姻制度を否定したわけだが、貧困のなかから金をためてようやくの思いで妻を買い取った農民にとっては、妻を離婚によって手ばなすのは、牛や羊や土地の私有財産を失なうのとおなじ大きな損失であると考えられた。このため農民たちは當初「婚姻法は女をかばうものであり、宣傳すればするほど貧乏人の女房は離婚を考える」とおそれたのである。共産黨はりっぱだが、婚姻法だけは惡法であって貧農・雇農の利益に反するものだ、とする誤った、貧雇農觀點は廣汎に存在していた。加えて長年の宗族支配のなかで培かれてきた夫權意識がある。女は「鶏に嫁入れば鶏に跟い、狗に嫁入れば狗に跟う」べきであって、嫁が人としてふるまい、離婚を請求するなどということは本來あり得べからざることであつた。それは天地の秩序にさからう大逆不道の行爲であり、「婚姻が自由になれば、天下は亂れる」(婚姻自由了、會天下大亂)とされた。「よい女は首をつり、悪い女が離婚する」(好女人該吊、壞女才離婚)。離婚するくらいならば、女は首をつるべきだ、ともいわれている。河北磁縣の共産黨員孫秀珍は、離婚を請求したために、作風が悪い、として除名處分をうけたが、離婚に対する罪惡視は、共産黨のなかにさえ、牢固として存在したのである。

離婚の自由とともに婚姻法の今ひとつの焦點は、未亡人の再婚の自由であつた。石果の『風波』はちようどこの婚姻法貫徹の時期をあつたた短篇小説だが、このなかに出てくる楊家の祠堂には「本族内外の婦女は、終身一人の夫を守り、もし私通再婚のことがあれば、族人の處斷するにまかせる」という石碑が立っていた。ひそかに人を愛する未亡人の楊ム嬢は、これが解放前なら石臼に縛りつけられて河に投げこまれるか、金竹の鞭で半殺しになるまで打たれるかだと考えるのだが、こうした状況は宗族規制のつよい地方ではごくあたりまえであつた。未亡人の再婚を認めるばあいでも、子供を

連れてゆくことを許さず、大門から出てゆくことを許さず、再婚の前三日間は野宿させた、という地方もある。再婚する未亡人はいたぶりつくされたのである。

このような宗族規制の殘存するなかで、未亡人の再婚は相かわらず困難であり、とりわけ内縁關係(姘頭關係)にある未亡人の愛人との結婚が嚴重に禁止されたことは、舊「親屬篇」の時代とかわらなかつた。河北の武安では、二十才で未亡人になった嫁が、愛人を得て婚姻法公布前に正式に結婚しようとしたが、息子は同意せず、幹部は批准しなかつた。²⁸⁾ またある未亡人は、愛人との結婚を區政府に登録しようとしたが、「あんたが再婚するんだって。」といわれて、二度と登記にゆく勇氣をなくしてしまつた、²⁹⁾ という。

離婚と寡婦の再婚に対する罪惡視は、このように廣汎に大衆のなかに存在した。さきの『風波』に出てくる楊老人の「未亡人が節を守ることがいらず、子供たちの結婚は両親が決めることができなのだと。あれまあ、これは何という世の中だ。」「ちっぽけな族長だが、わしはきつと毛主席に手紙を出すだ。この婚姻法はきつとあの方がまだ見てさっしやらないにちがいない」という言葉は、おそらく農村のごく平均的な大衆のもつ意識を代辯したものであつたにちがいない。さてこのような大衆のなかにある誤つた階級意識、貧雇農觀點、と宗族規制のなかで培かわれた夫權意識は確實にそしてより凝縮された形で幹部のなかに反映した。

そもそも婚姻法にもとづいて婦人が離婚を請求したり、夫の虐待について訴えるばあい、區政府は必ず村政府の紹介状を必要とした。この紹介状がなければ區政府は申請を受理しない。ところが、戀愛は男女關係を亂すことであり、離婚は恥だと考える村の幹部はこの紹介状の制度を悪用した。彼らは自分の判断にしたがつて大衆の申請を妨害し、容易なことでは紹介状を書かない。二、三十回もかけてなお紹介状がもらえなかつた、³⁰⁾ というケースがある。

また同じく申請に際して、區や縣の幹部は「十行狀紙」という告狀を要求し、それがなければ區政府は申請を受理しな

い。ところが婦人の多くは文盲であって、自分で書けないのがふつうである。このため二、三萬圓をはらって告状を代筆してもらうものもあり、金のないものは事實上離婚できない。またある婦人は告状がないため、案件を受理してもらえず、やっと代筆してもらっていったところ萬年筆で書いたものは受理できない、といわれて受理を拒否された。⁽³²⁾このため彼女はついに申請を断念したという。このように幹部が煩瑣な手続きを要求し、手続きの不備を理由に離婚許可のひきのばしをするのは日常茶飯のことであり、「民主政府は離婚に金をもとめはせぬが、一ぺんひきのばされると二、三年」⁽³³⁾（民主政府離婚不要錢、一拖就是三年）というぐあいであった。

そればかりではなかった。ある幹部は婚姻法に違反した「婚姻法補充辦法」をひそかに作成し、「離婚ご、男方が娶っていないばあいには女方は再婚できない」という違法の規定さえつくっていった、⁽³⁴⁾という。これなどは、文書化されていてたまたま発見されたものであろうが、それぞれの幹部のなかにはかれ一流の「婚姻法補充辦法」がしまいこまれていて、それに従って婚姻法工作がおこなわれていた、といってもよいであろう。

もっと極端なばあいには、幹部が法廷を私設し、殺人事件の原因を幹部がつくっていることさえあった。⁽³⁵⁾このため大衆は「離婚しようと思えば三つの關を通過しなければならぬ。夫の關、姑の關、幹部の關。幹部の關がいちばんむつかしい」⁽³⁶⁾（要想離婚須過三關、丈夫關、婆婆關、幹部關、幹部關是最難過的）「村の關を過ぎれば區の關、區の關を過ぎれば縣の關。村の關がいちばんむつかしい」⁽³⁷⁾（離婚過三關、過了村關過區關、過了區關過縣關、村關最難過）と幹部をおそれた。湖南における八八件の婚姻法違反事件の幹部の内譯は、區幹部二十人、鄉幹部五十七人、民兵中隊長・班長八十三人、婦聯幹部二十八人となっているが、下級の幹部ほど婚姻法の實施につよく抵抗したのである。

これらの幹部は、同じ時期に展開された土地改革や反革命鎮壓、抗米援朝の運動では大衆の立場に立てはたらいた、むしろ、よい、幹部であった。よい、幹部であればあるほど、大衆のなかにある誤った、貧雇農觀點、と夫權意識を忠

實に反映したし、またそれだけ大衆に対する逆作用も大きかったのである。

なお、さきにあげた婚姻法違反の幹部のうち、婦聯幹部二十八名があることは、あるいは一見奇異に思われるかもしれない。しかし、『貧雇農觀點』を、婦女觀點に優先させて考えたのは、婦人幹部のばあいも同様であって、村の教師が婚姻法を宣傳しようとする、村の婦女會主任が「婚姻法なんて宣傳するものではない。貧乏人は女房もてんようになる」³⁹と逆にとめてまわる光景もみられた、という。また一部の地方、甚だしいばあいには縣・市クラスの婦女聯合會でさえも、夫や姑の迫害に耐えかねた妻が、助けを求めて婦聯を訪れると、婦聯が誘拐したとか、かくまったとかいうふうにならざることを恐れて、みすみす虎口の待ちうける自宅へ送りかえすというケースさえあった⁴⁰。夫權によって長年支配されて來た女たちは、夫たちの夫權にふさわしいものとして自らを形成してきたのであって、夫の夫權意識を裏がえしにした婦女觀點しかもちあわせていなかったのである。婦人の利益を擁護すべき婦人幹部でさえも、このような誤った婦女觀點を容易に脱却し得なかつたところにこの工作のもつ最大の困難のひとつがあつたといつてよいであろう。

さらに今ひとつの問題は、婚姻法執行工作のカナメとなるべき司法工作人員のなかに舊態依然たる道德意識と舊「親屬篇」の觀點が牢固として存在したことである。

舊「親屬篇」が結婚外の性關係を姦通として、姦通者同志は結婚できない、としていたことはすでに述べたとおりであるが、陝西省汧陽ではある婦人が離婚前にあつた愛人との性關係を前夫から告發されたのにたいし、法院がこの舊民法を適用して彼らの結婚を禁止し、かつ處罰しようとした例⁴¹、あるいは地主の妻が離婚を申請したのに対し、逆に地主とのあいを調停して地主の家に歸らせた例⁴²、甚だしいばあいには、離婚を申請した婦人を幹部が監獄に留置し、夫に『姦通』させたという例⁴³さえある。

また、婚姻に干渉したり、婦人を迫害した事件を、極く輕微な犯罪として取扱ひ、輕い刑罰にしか處さない、というの

はごくふつうであった。たとえば、陝西省長安縣の人民法院は、妻をなぐり、はさみで刺殺した夫に対し、八ヶ月の徒刑を言い渡しただけであつた⁽⁴⁾、浙江省浦江縣の法院では、七件の婦女殺人事件のうち、一件の主犯が十年の徒刑に處せられていたほかはいずれも徒刑六ヶ月程度、もっとも重いばあいでも二年であり、實際には釋放して郷里に歸らせていた⁽⁵⁾。このようなあきらかに婚姻法に違反した殺人もしくは殺人未遂事件に対してさえ法院は斷固たる態度をとらない、とすれば、婚姻法は司法工作の過程で事實上骨抜きにされた、といつても過言ではないであらう。

このような状況であるから、離婚にさいして、婦人の側の利益が擁護されなかつたのはいうまでもないことであつた。離婚自體が夫の側にとつては、「私有財産」を失なう重大な損失なのであるから、その上に妻の側に財産や生活費を與えるならば、「人・財ふたつながら空し」というわけである。たとえば山西省の高平縣では、一七〇件の離婚案件のうち、一三五件⁽⁶⁾が、女方に當然分與さるべき財産を與えていないし、天津市では一九五一年の九十五件の離婚案件のうち、七十二件が女方から提起されたものであつたが、このうち五十四件は女方に生活費を渡していなかった⁽⁷⁾。このため妻が離婚後の生活に事缺いて自殺したという事件がおこっている。また一部の法院では、女方から離婚を提起したばあいには、生活費・財産を分與すべきではない、と決めていたし、男方、女方のいずれの側から離婚が提起されようと、生活費・財産の分與は問題外としているところもあつた⁽⁸⁾。もっと極端なばあいには、「續娶費」すなわち再婚の費用、「身價費」損失賠償費などの名目で若干の費用を女方から取立てた例⁽⁹⁾さえある。

このような幹部による婚姻法違反の例は枚擧にいとまがないほどであつて「父母の包辦をひっくり返したら、こんどは幹部の包辦だ⁽¹⁰⁾」という状況があらわれたのである。

このようななかで、離婚を提起することは非常な決意を必要とすることである。時には血の迫害さえ加えられて婦人たちは孤立した鬭争を闘わなければならなかつた。夫や姑、時には大衆の迫害によつて殺される婦人たち、鬭争のなかで力

盡きて自ら死を選ぶ婦人たちは跡をたたなかった。湖南省の長沙專區だけでも一九五〇年五月から八月まで婚姻問題によって迫害をうけて死んだもの九十九人、うち六十八人は自殺、三十一人は他殺である。湖北省黃安縣では、同年七月と八月の二ヶ月だけで十四人が死亡した。河南省商水縣では一九五〇年の三ヶ月間（何月かは不明）に婚姻問題による死者九十人、平均すれば、この縣だけで毎日一人が自殺もしくは他殺されたことになる。このような状況は中南區全體に發生しており、この地區だけで、婚姻法實施ご約一年のあいだに死者は一〇、〇〇〇人以上に達した。また華東區では、五〇年から五二年末までに死者一一、五〇〇人にのぼり、全國的にみるならば、この期間、毎年七、八萬人が婚姻問題によって死亡した、と伝えられる。惡霸地主の死刑にはまだしも手續が必要であったが、婦人の虐殺にはそれすらなかったわけで、婦人の生命は、惡霸地主よりもまだ軽いとされたのであった。

婦人の自・他殺の原因を河南省商邱專區の五十二件についてみると、

虐待によって死んだもの

二十人（三八％）

姦通せられまたは姦通したと誣告されて死んだもの

十六人（三二％）

婚姻の自由に干渉されて死んだもの

九人（一七％）

社會活動に参加したとの理由で虐待されて死んだもの

七人（一三％）

である。

いうまでもなくこの死者の多數は封建的因襲に敢然と抗して立上った年若い婦人であった。そのなかには土地改革によって土地の分配をうけ、離婚ごの生活を保證されて離婚にふみきったものも多かったことはいうまでもない。ヒントン『翻身』の趙眞村の女たちのように、土地の分配は離婚のための客觀的條件を準備し婦人たちに離婚にふみきる勇氣を與えたのである。また土地改革の過程で積極分子として活動し、思想が變革されて夫とのあいだの矛盾を強く意識して離婚

を決意するにいたったものも少なからずいる。つぎにこのような命案の典型とされる事件について具体的な状況を述べ、いごその事件がどのように処理されたかをみることにしよう。

◎ 山東省蒼山縣の潘氏案⁹⁾

蒼山縣一區楊家莊の婦人潘氏(二二歳)は、父母を早く失ない、七才のとき童養媳として楊家莊の齊氏に買われてきた。姑の齊宋氏とその愛人郭玉山(村の幹部)は、潘氏の夫齊玉とともに嫁の潘氏を虐待した。郭はあたかも舅であるかのようにふるまいつねづね「お前のような奴は、二人殺そうと、三人殺そうと問題でない」と高言してはばからなかった。これに耐えかねた潘氏は、一九五一年舊曆二月十四日、區政府に離婚を申請したが、家に歸っては殺されると考え、親戚に身をかくした。そのご區と村にたいして三度離婚を請求(おそらく村がすぐに適切な措置を講じなかったのである)、區の方では四度村役場へ手紙を送って、夫の齊玉がすみやかに區役場に出頭して離婚手続きをすませるよう促したが、村の方では居留守をつかい出頭させなかった。そのうち郭玉山ら三人が潘氏殺害計畫をたて潘氏を婚家に連れもどした。當日潘氏は棍棒でなぐられ、縄でしばって梁の上につるし上げられた。そして午後の七時から夜半まで鐵のむちでなぐりつけられ、ついに絶命させられたという。郭は潘氏は病死したというデマをでっち上げようとしたが、區政府に見破られ、ついに三人は逮捕された。調査の結果、村の幹部が反革命分子であり、潘氏虐待の事實を知りながら放置したのみならず、潘氏殺害ごも上級に報告しようと思わず、逆にニュースが大衆のなかにひろがらないよう工作さえしていた事實が判明した(いごの措置については後述)。

◎ 河南省禹縣の周彪案¹⁰⁾

周彪(二〇歳)は父母のとりきめた婚約、すなわち「包辦」によって貧農の彭永と強制的に結婚させられたが、解放ごの土地改革において積極分子として活動し、思想的にも進歩していたため、夫と感情的にすっかりいかなかった。このため何度か村の農民代表に離婚を訴えたが、いっこうに取りあってももらえない。たまたま老根坳地訪問團がやって来て大衆大

會が開かれたとき、彼女は區の幹部に直接訴えたいと思ひ大會に赴いた。雨のためその目的は果せなかったが、不幸にしてこのことが姑、夫、夫の兄の耳に入った。三人は相談のうえ、農民代表王殿のもとに行き、彼女を説教してくれるよう依頼、九月八日いわゆる農民代表會なるものが開かれた。大會は周彪の義兄の提案によって、二度とこの種の事件を村でおこさないため周彪を毆打することを決議、郷政府委員もしぶぶこれに同意した。當日村民二十一人が皮や木の棒で周彪を毆打、氣を失なうと水をかけ朝までなぐりつづけて絶命させた。周彪はこの時妊娠中であつた。

このように離婚を決意した女たちの何%かは、家族や大衆の迫害にあつて生命を失なわなければならなかつた。彼女たちは夫の奴隸であることをやめて一個の人間として生きようとした、その瞬間に人間としての生命を絶たれてしまったのである。皮肉なことではあるが、そのいたましい死のなかに、生命を賭して自らの自由をかちとろうとした女たちの自立への意志をみる。そしてさきあげた膨大な離婚訴訟の數字のひとつひとつが、じつはそのような女たちの死すらも辭さぬ重い決意に支えられたものであつたことをあらためて感じないではおられないのである。

さてこのように婚姻問題をめぐつての命案が相次ぎ、狀況が厳しかったために、婚姻法の執行狀況について最初の調査をおこない、それについでする指示を出したのは華東區と中南區であつた。

すなわち一九五一年七月十九日、華東軍政委員會は、主席饒漱石の名で「まじめに婚姻法を貫徹することについての指示」⁽⁹⁾を發し、土地改革ご廣汎に發生している家庭紛争にたいして正確に婚姻法を貫徹する見地から問題を解決せねばならない、として五ヶ條からなる要綱を發表した。

(一)各級の人民政府の幹部と工作人員は婚姻法が新民主主義建設にたいしてもつ重大な意義を理解せねばならず、婚姻法を破壊し、婚姻の自由に干渉する行爲は嚴罰に處する。

(二)大衆のなかに婚姻法の宣傳教育工作をすすめるなければならない。正確に處理された婚姻案件は、それ自體絶好の教育材

料であり、婚姻法の精神と結合させて宣傳解釋をおこなわなければならない。

(三)重婚・納妾・童養媳・等郎媳は情況に應じて適切な措置を講じ、租妻・典妻・搶親(女を暴力的に奪つての結婚)・未亡人などの婚姻の自由への干渉を禁じ、放鷹(婦人をつかつて金をせびりること)・婦女販賣などは嚴禁する。

(四)正確に婚姻問題を處理し、その處理に當っては婦女團體の代表を陪審として參加させる。

(五)各級人民政府は、婚姻法を日常の重要工作の一として指導検査を強め、經驗を總括し、偏向を正すべきである。

また華東軍政委員會は、この指示が出される過程でおこなわれた調査を「一年來の華東の婚姻法執行情況^④」として發表している。

さてこの指示にもとづいて先の潘氏案はさっそく婚姻法の宣傳教育の典型として取り上げられ、つぎのような措置がとられた。

すなわち、蒼山縣は八月二十八、二十九の兩日、人民代表會議を召集し、この潘氏虐殺案を検討するとともに、婚姻法執行情況の調査をおこなった。出席者は四二七名。區・鄉・村の各政權の幹部、および人民團體と大衆の代表がふくまれていて、男女それぞれ半數づつ、この代表のなかには、婚姻問題によってひどい虐待を経験した婦人もふくまれていた。大會における話合いとグループ別討論をつうじて婦人たちは、封建的な婚姻制度の罪狀を口口に訴え、「鶏に嫁入れば鶏に従い」いかなる不滿をも忍従する、というのは、地主階級が意識的にそうしむけたものだ、と彈劾した。そして、村の幹部が婦人を虐待しているもの一五件、童養媳で適切な處置を必要とするもの一一九件、家族の虐待をうけ或いはそれによって自殺寸前に追いつまれているもの九一件を暴露した。逆に婚姻法にもとづいて自主的に婚姻問題を解決した例が紹介されたことはいうまでもない。さいごに、潘氏虐殺案について、犯人は嚴重な制裁を受けるべきことを全員一致で確認、幹部の思想を肅清することこそ、婚姻法執行の重要な鍵である、として五項目の決議を採擇した。

ついで八月三十日、潘氏虐殺案を大衆教育の題材として、犯人郭玉山らを公開審判する大會が召集された。つまり人民裁判である。あらかじめ村ごとに討論が組織されていたので大會には一五、〇〇〇人の大衆が集った。會場には連環畫が並んでいて幹部たちが婚姻法についてわかりやすく説明する。こうして裁判が開始されると、會場は憤りの聲にあふれ、大衆は異口同音に「殺人の兇犯をこらせ」と要求した。蒼山縣の人民法院は、この要求に基いて齊宋氏と郭玉山に死刑、夫に無期刑、村の幹部に懲役刑をそれぞれ求刑した。この人民代表會議と公審大會に参加した代表は、村に歸ってからそれぞれに大衆座談會を組織し、三、四日は、潘氏虐殺案をめぐってさかんな討論が展開された⁽⁶¹⁾。ついで中國共產黨蒼山縣委書記、蒼山縣正副議長、蒼山縣人民法院院長、蒼山縣民主婦女聯合會も、それぞれに自己批判書を『山東大衆日報』に發表している⁽⁶²⁾。さきの周彪案もまた、禹縣の人民法院と民主婦女聯合會が公審大會を開き、婚姻法第二十六條および中南區軍政委員會の「婚姻法貫徹執行の命令」にもとづいて、主犯を死刑にしたことは潘氏虐殺のばあいと同様であった。華東區とならんで、もっとも深刻な問題をかかえていたのは中南區であった。中南區は華東區より約一ヶ月おかれて、一九五一年八月二十四日、中南區軍政委員會主席林彪の名において「婚姻法貫徹執行の命令⁽⁶³⁾」を發した。そして同三十日には、中南區民主婦女聯合會準備委員會が「一年來の婚姻法執行の初歩的検査とこんごさらに貫徹執行するための意見⁽⁶⁴⁾」を『長江日報』に發表している。

こうして華東區と中南區が積極的に婚姻法の執行情況の検査と指導とにのり出す、という状況のもとで、中央政府政務院は、同年九月二十六日、總理周恩來の名で「婚姻法の執行狀況の検査に関する指示⁽⁶⁵⁾」を出したのであった。

注

(1) 娼妓の解放については「北京婦女」第三期に新生婦女特輯として特集號が編まれており、「新中國婦女」第六期「從根剷除妓院制度」亞蘇

「北京市婦女生產教養院」、同第七期「北京市婦女生產教養院的教育工作」にもくわしい。「妓院を閉鎖することに関する決議」は「新中國婦女」第六期二三ページ参照。

- (2) 「從根剷除妓院制度」(『新中國婦女』第六期)。
- (3) これらの通知はいずれも中央人民政府法制委員會編『婚姻法及其有關文件』一九五〇所收。
- (4) 「毛澤東集」二。
- (5) 「貫徹婚姻法的模範鄉餘莊鄉」(『新中國婦女』一九五三年一月號)。
- (6) 「河南省魯山縣婚姻問題的調查」(『新華月報』一九五二年八月)。
- (7) 「中國解放區的婦女翻身運動」(『婦女運動文選』)。
- (8) 王向光「魯山縣的事實改變了我對婚姻法的認識」(『人民日報』一九五三年一月二十八日讀者來信)。
- (9) たとえば、河北省建屏縣南庄村では、一九三七年解放以前、賣買包辦結婚が九五パーセント、察哈爾淶源縣では一九四五年解放前、賣買包辦結婚が一〇〇パーセントであった(董邊「老解放區農村婚姻的變化」『新中國婦女』二期所收)。
- (10) 劉景範「貫徹婚姻法是當前各級人民政府和全國人民重要的政治任務」(『人民日報』一九五三年三月二十日)。
- (11) 淺井敦「社會主義社會の離婚法」中國(講座「家族」四所收)參照。
- (12) Meier, M. J., Marriage Law and Policy in the Chinese People's Republic, Hong Kong University Press, 1971, p. 114. 注(11)前掲論文所引。
- (13) 湯澤雅彦「離婚率の推移とその背景」(講座「家族」四)による。
- (14) 史良「認真貫徹執行婚姻法」(『人民日報』一九五一年十月十三日)。
- (15) 同右。
- (16) 中南區民主婦女聯合會籌備委員會「一年來執行婚姻法的初步檢查和今後進一步貫徹執行的意見」(『人民日報』一九五一年九月三十日)。
- (17) この離婚申請の理由については、新婚姻法施行いごのものではないが、一九四八年、晉綏魯豫解放區的資料がある。これとはおなじような理由によるものとみてよいと思われるので左に數字を掲げる。

臨縣 離婚案件三二五件のうち

夫婦の感情の不一致によるもの 二五五件(七八%)

婚姻法貫徹運動をめぐって

- (18) 乳嬰「建議全國各級婦聯重視婚姻法的宣傳和執行」(『新中國婦女』一九五一年第十號讀者來信)。このほか解放前の資料では、江西省南昌の鄧村では九十三戸のうち五十一戸に童養媳と等郎妹があり、興國縣長岡など四村の童養媳は青年婦人の八〇%を占めていた、という。(『江西的勞動婦女們』『新華月報』一卷六期)
- (19) 莊申遠等「福建省人民法院在永春縣依靠群眾處理婚姻案件貫徹婚姻法的經驗」(『人民日報』一九五二年十月二十二日)。
- (20) 「老解放區勞動婦女迫切要求婚姻自由」(『新中國婦女』第九期)。

男方が労働に従事せず家庭生活を維持できないもの 三二件(一〇%)
 生理的缺陷のあるもの 一六件(五%)
 その他 二二件(七%)

河北省河間縣 二七件のうち
 賣買包辦結婚の解除せられたもの 三四%
 夫婦の感情の不一致によるもの 四四%

また婚姻糾紛當事者の年令は婚姻法施行以前の段階のものであるが左記のごとくである。一九四九年九月と二月までの上海市人民法院及び北京人民法院の統計による。

	上海	北京	計
一八才以下	二二	四九	七一
一九才〜二五才	二〇二	一一七	三一九
二六才〜三五才	二五三	一二四	三七七
三六才〜四〇才	五六	三六	九二
四一才〜五〇才	五一	一六	六八
五一才以上	一四	一〇	二四
計	六〇〇	三五二	九五二

(孟慶樹「關於部分婚姻案件材料的初步研究」『婚姻問題參考資料彙編』)

- (21) 「全國很多地區的事實表明婚姻法執行狀況極不平衡」(『人民日報』一九五三年二月一日)。
 注(16) 前掲論文。
 (22) 注(16) 前掲論文。
 (23) 注(18) 前掲來信。
 (24) 注(16) 前掲論文。
 (25) 陳于彤「貫徹執行婚姻法必須肅清舊法觀點」(『新中國婦女』一九五二年九月號)。
 (26) 王富蒼「各級黨委加強幹部思想教育是正確執行婚姻法的關鍵」(『新中國婦女』一九五一年十月號)。
 (27) 石果「風波」(一九五三)は『現代世界文學の發見』八「アジアの目覺め」學藝書房刊に竹内實譯がある。
 (28) 「看到蕺溪村寡婦集體結婚群眾明白了婚姻法的好處」(『人民日報』一九五一年十一月二十八日)。皖南休寧縣の場合。なおここでは寡婦の集團再婚がおこなわれたという。このような集團再婚はしばしばみられるが、個別に再婚することには抵抗が大きすぎたためであろう。
 (29) 張光第「正確的掌握婚姻政策、糾正處理婚姻案的偏向」(『新華月報』三卷一期)。
 (30) 同右。
 (31) 張琴「建議取消『介紹信』和『告狀紙』的手續」(『新中國婦女』一九五二年一月號)。
 (32) 同右。
 (33) 「切實做好婚姻登記工作」(『人民日報』一九五三年五月四日)。
 (34) 同右。
 (35) 注(16) 前掲論文。
 (36) 注(16) 前掲論文。
 (37) 李正「加強區鄉幹部對婚姻法的學習」(『人民日報』一九五一年十月九日)。
 (38) 史良「婚姻法執行情況中央檢查組檢查報告」(『人民日報』一九五二年七月四日)。
 (39) 注(18) 前掲來信。
 (40) 社論「堅決保障婦女生命安全」(『人民日報』一九五一年十二月六日)。
 (41) 注(25) 前掲論文。
 (42) 注(16) 前掲論文。
 (43) 注(16) 前掲論文。
 (44) 注(21) 前掲記事。
 (45) 注(38) 前掲報告。
 (46) 注(21) 前掲記事。
 (47) 同右。
 (48) 同右。
 (49) 許德珩「正確執行婚姻法消滅封建的婚姻制度」(『新華月報』第四卷第一期)。
 (50) 人民政協全國委第三次會議における婦女工作者代表章繼の發言。(『人民日報』一九五一年十月三十一日)。
 (51) 注(16) 前掲論文。
 (52) 同右。
 (53) 注(10) 劉景範前掲放送。
 (54) 「貫徹婚姻法宣傳提綱」(『新華月報』一九五三年第三號)。
 (55) 注(16) 前掲論文。
 (56) 注(38) 前掲報告。
 (57) 「保障婚姻法貫徹、山東蒼山虐殺童養媳案已判決」(『人民日報』一九五一年九月一日)。
 (58) 「河南禹縣菊王溝村彭坤等聚眾打死孕婦周彪兇犯經人民法院舉行公審分別判刑」(『人民日報』一九五一年十二月十六日)。
 (59) 中華全國民主婦女聯合會編「貫徹婚姻法學習文件」二十四ページ。
 (60) 「華東一年來執行婚姻法的情況」(『人民日報』一九五一年八月五日)。
 (61) 魯績「蒼山縣怎樣利用典型案件進行婚姻法的宣傳」(『人民日報』一九五一年十月二十二日)。
 (62) 「從婦女被殺案件中吸取教訓改進工作」(『人民日報』一九五一年十一月四日)。

月六日)。

(63) 注(59) 前掲書三十四ページ所收。

(64) 注(16) 前掲論文。

(65) 中央人民政府政務院「關於檢查婚姻法執行情況的指示」(「人民日報」

一九五一年九月二十九日)。

(三)

さて、總理周恩來の九二六指示は、まず、この婚姻法が土地改革と同時に封建的な殘滓を取除き、新しい社會生活を建設する重大な社會改革であることを指摘する。そしてこの婚姻法によって舊い家族制度が變革され、民主和睦の家庭が生まれつつあり、それによって婦女大衆が新しい社會の建設に参加しうる條件が確立されたことを認めながらも、なお中國社會が長期にわたって封建支配を受けてきたことから、この變革がひとつの大きな社會變革工作として、ねばり強い系統的な思想闘争と法律闘争によってしか完成されない、として宣傳教育工作と司法工作に重點を置いて工作をすすめることを指示したものである。

すなわち、婚姻の自由への干渉によっておこった婦人にたいする傷害事件、自殺・他殺事件はおどろくべき數字に達しているが、これについては、法律的な手段によって嚴重な制裁をおこなうべきである。各級人民政府は、すでにおこったこの種の事件について、判決済のものでも再調査し、誤りのあるものは法に基づく處理をおこなうべきであり、未處理のものについては嚴重な追究をおこなうべきである。また幹部のうち、罪犯を不當に擁護したり、婚姻の自由への干渉によって婦人を自・他殺に追いこんだものについては、責任の所在と輕重をあきらかにして處分しなければならない、として、省(市、行署)以上の各級人民政府が、重點的に婚姻法の執行情況を檢查し、十二月までにその結果を政務院に報告すること

とを求めたものである。つづいて左記のごとき指示が相次いで發せられた。

九月二十六日 最高人民法院、司法部「『中央人民政府政務院の婚姻法執行情況の検査に關する指示』をまじめに執行することに關する通知」(『人民日報』一九五一年十月七日)

九月三十日 中央人民政府内務部「區・鄉(村)幹部の婚姻法に對する學習を強め、婚姻登記制度を重視することについての指示」(『人民日報』一九五一年九月三十日)

十月八日 中央人民政府、最高人民法院、司法部「婚姻案件中の聘金および聘禮の處理原則に關する指示」⁽¹⁾

十月十一日 最高人民法院、司法部「司法幹部の思想作風を検査し、婚姻の自由に干渉し、婦女を殺害した犯罪行為に對し、大衆的な司法鬭争を展開することについての指示」(『人民日報』十月十五日)

十二月二十五日 最高人民法院、司法部、内務部「幾つかの婚姻問題に關する錯誤を糾正することについての指示」(『人民日報』十二月二十七日)

これら一連の指示および通知は、九二六指示のいっそうの具體化であり、犯罪の懲罰、大衆の教育、犯罪の豫防を結合させつつ大衆的な司法鬭争をどのように展開するか、結婚登記工作における問題點をどのように解決するかについて指示したものである。婚約にともなう結納金返還の原則(一般的狀況のもとでは原則として返還を請求できない)、紹介狀の制度の廢止、告狀の口頭受理(文盲の婦人にとって告狀の提出が負擔になっていたことは前述のとおり)、代理處の設立、結婚登記費の低廉化など、婚姻手續きの簡素化もこのとき同時に指示されている。

このような一連の指示とともに、政務院第一〇三次政務會議の決議にもとづいて、政府は十月二十三日、婚姻法執行狀況中央検査組を各地に派遣した⁽²⁾。検査組は、最高人民法院、最高人民檢察署、中央人民監察委、司法部、内務部、公安部、文化部、教育部、法制委員會、中共中央組織部、全國民婦聯、中共中央華北局、青年團中央委員會、新華社、同華北總分

社、人民日報社、光明日報社、新民報社、中國青年報社、の十九單位によって構成されており、組長は司法部長史良女士、總數四十一名で、華北區、中南區、西北區、華東區の四大行政区に分かれて出發、十二月二十日前後に歸着した。

このような婚姻法執行情況の検査と宣傳のための組織は、區以下の中下級の行政單位においてもそれぞれに成立した。たとえば中南區およびその下の單位である河南、湖北、廣東では、各級單位に婚姻法貫徹機構ができ、華北區の山西省でも、十六の關係部門が婚姻法貫徹協進委員會を組織した。このほか、浙江、上海、山東でも類似の機構が組織されている。このような下級の單位の婚姻法貫徹情況検査の活動を、たとえば四川省の成都についてみるならば、つぎのようである。

成都では、一九五一年十月下旬、成都人民法院、民主婦聯、工會、民主黨派、放送局などの各部門が集って検査組を發足させた。そして二區三道街で重點的な典型検査をおこなった上、つぎのような活動を開始した。(1)小さな會合や座談會、個別訪問をつうじて大衆が自發的に封建的な婚姻制度の罪狀を暴露できるようにしむけ、大衆大會を開いて訴苦を行なわせた。(2)基幹學習班をつくり、ひろく大衆を組織して婚姻法の學習をおこなわせた。(3)特定のテーマについて座談會を開き、婚姻紛争の解決を行なって婚姻法を宣傳した。(4)黑板报、文化娛樂組——おそらく文工隊のようなものであろう——をつうじて宣傳活動をおこなった。(5)すでに處理済の三つの婚姻案件をえらび、大衆大會の席上で區の司法科が説明と判決をおこなった。

中央検査組と省以下の下級の單位における婚姻法貫徹情況の検査はこのように婚姻法の宣傳と結合させつつ進められたのであるが、この検査の結果を、中央検査組の報告(一九五二年四月二十九日、検査組組長史良)によってみるならば以下のごとくである。

婚姻法執行の情況は地域によってかなりアンバランスであり、ほぼ次の三つのグループに分類できる。

(一)婚姻法が比較的よく執行されている地域。これらの地域は、抗日戦争の早い時期に民主政權が樹立された地域に多く、

山西省の武鄉縣、山東省の文登縣、河南省の魯山縣（解放後四年を経過）などがそれである。これらの地域では、**包辦**、**賣買**結婚はすでに跡を絶ち、婦人の離婚、再婚も自由である。結婚の対象を選ぶ条件も、相手の生産に対する意欲や思想の進歩性が基準となつて、結婚式もきわめて簡素である。民主和睦の家庭がいたるところに生れ、これらの新しい婚姻關係が生産に対して促進的な役割を果している。（山西省の武鄉縣について別の資料によりつつ若干補足するならば、この地域は抗日戰爭の根拠地であり、解放戰爭の根拠地でもあつて、土地改革も比較的早い時期に完了していた。一九四二年には晉冀魯豫邊區婚姻條例がすでに公布されている。武鄉の三つの村、窰上溝、白和、白家莊では、この婚姻條例の頒布がい一九五〇年四月までに二五一組の結婚があつたが、このうち三八組（二五弱）が半自由婚（父母がきめ本人が同意したもの）であつた。一九五〇年五月新しい婚姻法が施行されていご、半自由婚はまったくなくなつた。しかし離婚の自由についてはまだ若干の抵抗があり、とくに離婚のさい女側が財産を分與されることについてはまだまだ理解されておらず、女側が財産分與の要求を放棄することが多い、という。）

このように、婚姻法の精神が比較的的理解され、婚姻の自由が行なわれている地域も、全国的にみれば、少數にとどまつている、といわざるを得ないのが現状である。

(二) 婚姻法の執行が中等程度の地域。中南區、華東區などがこの例に屬する。これらの地域では、一部の大衆のなかには、婚姻の自由が實現しており、**賣買**結婚は影をひそめたけれども、**包辦**結婚と早婚とはまだかなり廣汎に存在し、**未亡人**の再婚は十分に認められておるとはいえない。これらの地域は、九二六指示とそれに稍先行した大行政區の指示によって婚姻法工作が重視されるようになった地域であり、婚姻法について、系統的、計畫的、組織的な宣傳工作はまだ行なわれていない。

(三) 婚姻法が十分に貫徹されていない地域。山西省の河津、西北區の大部分、廣東省の廣寧、浙江および山東省の新しく解

放された地域などがそれである。これらの地域では、『包辦』結婚と早婚が多く、きわめて深刻な問題を抱えている。たとえば陝西省華縣の高塘區では、縣立中學の學生三四五人のうち、婚約中のもの一三五名（三九%）、既婚者一一八名（三四%）で、全體の七三%が婚約中もしくは既婚者である。ところが既婚者のうち婚姻法にきめる結婚年齢（男二〇歳、女一八歳）に達しているものは、わずかに一人だけというありさまである。童養媳制度も改革されておらず、廣東の一部の地方では婢妾をかかえる習慣さえ依然としてのこっている。このような地域では、人民政府も共産黨も婚姻法貫徹工作に十分な理解をもっておらず、人民代表會議が婚姻法貫徹工作を討議することを望まない、という雰囲気すらある。「婚姻法を貫徹すれば中心工作に影響する」ということで、これを後まわしにし、この工作が當面の重要な社會改革であり、反封建の思想闘争であることが理解されていない。これらのあとの二つの地區では、婦女虐待の事實が廣汎に存在しており、婚姻問題による婦人の自・他殺もきわめて多い。

このようにして、中央検査組は、比較的早期に解放されたごく一部の地域を除いて婚姻法がまだ十分に浸透していないこと、土地改革につぐこの重大な反封建闘争を貫徹するためには、婚姻法工作を長期にわたる經常工作とし、幹部、とりわけ司法幹部の教育と大衆宣傳の必要なことをあらためて確認したのであった。

さてこのように、九二六指示いご、中央および地方の検査組の派遣によって、検査と結合しつつ、宣傳活動が行なわれたことよって、一部の地域では事態はかなり改善された。たとえば平原省の林縣では、一九五一年一月から十月まで婚姻死亡案が七件あったが、十月いごは一件も發生していない。とくに青年男女の封建的な婚姻に反対する闘争が激化し、川北法院の一九五二年一月から四月までの四ヶ月間の統計によれば、川北全區の婚姻案件五、四一九件のうち、離婚案件は四、九八〇件（九二%）、このうちの壓倒的多数は女の側から提起したものである。この數字は、四ヶ月で、一九五一年度の婚姻案件の八〇%以上に當り、離婚案件についていえば八七%以上に當る。また皖北阜陽專區の統計によれば、一九

五二年一月から八月まで、未亡人の再婚したもの三、〇六五人、自由結婚八、七二三人にのぼる(但し總數不明)^⑩。とくに都市における婚姻法の普及はめざましく、北京市の一九五二年の一月から六月までの結婚數一一、〇六五組のうち、一〇、二七五組(九三%)、天津市の一九五一年一月から一九五二年の五月までの結婚數二二、一二四組のうち、九八%が自由結婚であつたといわれる。結婚および離婚登記數自體も急速に増加していて陝西省の三十六縣の統計によれば^⑪

結婚登記數 一九五〇年 三、三六七

一九五一年 一一、一二七

一九五二年上半期 一五、一八五

離婚登記數 一九五〇年 三〇六

一九五一年 四、四三五

一九五二年上半期 五、九八七

である。それでは、實際の結婚件數のうち何%ぐらいが登記され、何%ぐらいが未登記のまま放置されたのか。陝西省長武縣の統計によれば^⑫

	結婚件數	登記件數	
一九五〇年	五五五	六四	一一・五%
一九五一年	五七六	一〇七	一八・五%
一九五二年(上半期か)	三〇二	二四二	八〇・一%

であつて、一九五二年度になると、結婚件數に対する登記件數の比率がいちぢるしく高まつている。

このように九二六指示いご、婚姻法は大衆のなかに廣汎に浸透していったのであるが、それは同時に婚姻法と舊社會の

あいだの壓れきが深まり、緊張が高まるといふ結果をもたらした。中南區と華東區の例が示すように、婚姻法が一定程度浸透した地域の方が、婚姻法がまだ浸透していない地域よりも、婦人の自・他殺事件が深刻な様相を呈していたことは、このような事情を反映している。一九五一年十二月六日、人民日報は「斷乎として婦人の生命の安全を保證しよう」といふ社論を掲げているが、その後も婦人の自・他殺事件は跡を絶たなかったばかりでなく、逆に増加の傾向を示したところさえあった。あたかもこの時期は、土地改革や三反運動が行なわれた時期に當り、これらの中心的工作が優先されて、婚姻法工作がなおざりにされた地域にこれらの傾向がつよい。たとえば山東省の文登專區では一九五一年の九ヶ月間に一〇四人が自・他殺、月平均一一、五人であったものが、一九五二年一月～六月の六ヶ月間では一一四人、月平均一九人、湖南省の三十六縣では一九五〇年六月～五二年六月の二年間をとれば自・他殺一、二四一人、一縣月平均一、四人であったものが、一九五二年の上半期をとれば三十九縣で六〇六人、一縣月平均二、六人、福建省では一九五一年以前の一年半で月平均五〇人であったものが、一九五二年には月平均八十八人と、ほとんど倍ちかくに増加しているものがある^④。

また三反運動のため、未處理の案件が急激に増加し、平原省では二、五〇〇件にも及ぶ婚姻案件が放置されたままに^⑤なっていた、という。

この時期にいたってもなお、このように婦人の自・他殺が相次いだのは、さきにも述べたように、一般的にいつて、婚姻法の浸透が、舊來の家族制度との矛盾を激化させ、緊張をたかめたこと、それにもかかわらず土地改革などの中心工作が重視されて、婚姻法工作がなおざりにされたことに大きな原因があったが、それと同時に婚姻法貫徹運動のすすめ方も今ひとつの原因があった。すなわち一部の幹部のなかに極左的急進主義が出てきたことである。かれらは、宣傳教育などというなまぬるいやり方では、とうてい移風易俗の目的は達せられないと考へ、三反運動のやり方で運動を展開し、反革命を處理するしかたで事件を處理しはじめた。『包辦』『賣買』の結婚は全部登記し、結納は沒收、その上で離婚するかど

うかを決定するか、早婚のものについては全部結婚を解消させるとか、未亡人はすべて再婚すべきだ、とか主張したのである。また、寡婦・光棍・童養媳に依據し、未婚の青年男女と團結し、父母を鬭争の對象とするものさえあらわれた。きみたちの敵は誰か？、きみたちの炕の上の、あの良心もない人でなし野郎だ、というわけである。こうして鬭争會を開き、坦白會たくはくを開き、虐待を查べ、包辦を查べ、制限を查べる¹⁶、というスローガンを出して、ごくふつうの男女關係や家庭紛争までも、婚姻法貫徹運動の對象とするという極左的觀點が、大衆のなかに不必要な混亂と恐慌状態をまきおこしていたのであった。

こうした多くの問題點をかかえて運動はつぎの第三期を迎えることになる。

注

- (1) 馬起『中華人民共和國婚姻法概論』三二頁。仁井田陞『中國の傳統と革命』1二〇七頁所引。
- (2) 「婚姻法執行情況中央检查组出發 湖南省人民政府派出兩個检查组赴各地作重點檢查」(『人民日報』一九五一年十月二十八日)。
- (3) 史良「婚姻法執行情況中央检查组檢查報告」(『人民日報』一九五二年七月四日)。
- (4) 「怎樣進行婚姻法的檢查工作」(『新中國婦女』一九五二年一月號)。
- (5) 注(3)前掲報告。
- (6) 「老區農村中的新氣象」(『新中國婦女』一九五二年五月・六月合併號)。
- (7) なお检查组は東北區と西南區については派遣されていないため、この報告にもまったくこれら地區についての言及がないため、別の資料によって補うと以下の如くである。
- 東北區では婚姻法公布で、離婚案件が急激に上昇した。一九五〇年五月から一九五一年六月まで、東北各地の法院が受理した婚姻案件は七七、三三六件に及び、民事事件中の第一位を占めた。離婚の原因は主に父母の包辦結婚と賣買結婚の解消である。西南區では重慶市で受理した婚姻案件(一九五〇年)は民事事件の三三%、萬縣(一九五〇年四月〜二月)二二%、宣威(一九五〇年二〜十二月)四八%で、これらがおそらく代表的な数字であるとすれば、全體的にかなりおくれたと思われる。(東北區は一九五一年『東北日報』の報道、西南區は出典不明、いずれも『人民手冊』一九五二年による)。
- (8) 「今年上半年各地執行婚姻法情況」(『人民日報』一九五二年八月二十八日)。
- (9) 同右。
- (10) 同右。
- (11) 「切實做好婚姻登記工作」(『人民日報』一九五三年五月四日)。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 「全國很多地區的事實表明婚姻法執行情況極不平衡」(『人民日報』一九五三年二月一日)。
- (15) 注(8)前掲記事。
- (16) 劉景範「貫徹婚姻法是當前各級人民政府和全國人民重要的政治任務」(『人民日報』一九五三年三月二十日)。

(四)

さてすでに各地で盛り上ってきた婚姻法貫徹運動を基礎に、人民政府は一九五二年十一月二十六日^①「婚姻法貫徹についての指示」を發表、翌一九五三年一月十四日には中央婚姻法貫徹運動委員會を成立させた^②。主任は沈鈞儒、副主任は劉景範、何香凝（故廖仲愷夫人）、彭澤民、副秘書長は楊之華（故瞿秋白夫人）、曹孟君、胡克實、委員は王芸生、許廣平（故魯迅夫人）、章縉、雷潔瓊（北京法政學院教授）、劉清揚（五・四以來の婦人運動家）らで、當日は二十四名が出席した^③。この委員會の席上、副主任の劉景範は、男女平等・婚姻自由の上に立つ新民主主義の婚姻制度を樹立し、*「民主和睦・團結生產」*の新しい家庭を創出することは、國家の經濟建設の發展を保證するために、ぜひとも必要であることをのべ、全國的規模の婚姻法貫徹運動のための辦公室を即日發足させた。これと相前後して華北、東北、中南、西南、西北の各大行政區、北京、天津などの都市で相次いで婚姻法貫徹運動委員會が成立^④（華東區もすでに福建・江蘇などで點檢を開始していた）、華北は張磐石、東北は李卓然、中南は李先念、西南は王維舟、西北は馬錫五、北京、天津は張友漁と吳德がそれぞれに主任を擔當した。さらに下級の單位、省・專區・縣市でもそれぞれ婚姻法貫徹準備委員會を發足させている。

さて、中央と地方に、婚姻法貫徹運動委員會が成立してのち、二月一日、中央人民政府政務院は、總理周恩來の名で「婚姻法貫徹に関する指示」^⑤を發表、つづいて同十八日には中共中央が「婚姻法貫徹運動月工作に関する補充指示」^⑥を發表した。

二一指示は、

(一)婚姻制度の改革は、反封建の民主主義的改革だが、それは農村の土地改革やその他の社會改革とは異なって人民内部の

思想闘争である。したがって階級闘争の方法をもって行なつてはならず、一度だけの運動で完全に問題が解決すると考えではならない。大衆的な婚姻法宣傳と婚姻法執行情況の検査をやるべきであり、もっぱら教育の方法を用いてやるべきである。このばあいとりわけ重要なことは力を集中して封建主義の婚姻制度を打破することに努め、問題を擴大して、一般の男女關係、家庭關係を破壊することのないよう留意せねばならない。

(二)封建思想は、封建的な政治制度と經濟基礎がなくなることによって自然消滅するのではない。宣傳教育をつうじて幹部から大衆まで思想批判をおこない、婚姻法に違反した具體的事實、婚姻問題に關連した封建的殘滓のあらわれに具體的分析を加え、封建主義の階級的實質とそれが社會と人民にたいしてもつた危害を明確にすべきである。

(三)少數民族地區と土地改革がまだ終っていない地區を除き、三月を婚姻法貫徹運動月とする。縣を婚姻法貫徹運動の單位とする。

(四)革命軍人とその家族に対しては十分な配慮を加えるべきである。

(五)この闘争のなかで各機關と團體は婦人に必要な保護を加えるべきである。

(六)縣以上の各級人民政府は婚姻法貫徹運動委員會を組織せよ。

というものであった。

中共の二一八補充指示は、これをさらに具體的にしつつ補充する。すなわちこの運動月間において、一般の大衆に對しては、婚姻法の宣傳にとどめ、婚姻法の執行情況に關する検査は、各級黨委員會および縣・區・鄉(村)の幹部、縣以上の各級法院および民政部門の婚姻事務を主管するものに限るべきこと、婚姻法の實施はけつして舊い婚姻制度によつてつくられた家族關係を解體するものではなく離婚を要求するものでもない。過去からの婚姻關係が、かりに新しい婚姻法の規定に合致していなくとも、當事者が離婚を希望するのではないかぎり、何人もかれらに干涉し離婚を強制すべきでないこと

を説明すべきだ、とのべている。

さらに二月末、中央婚姻法貫徹運動委員會は、この指示に沿って「婚姻法貫徹の宣傳提綱」^①を發表した。縣以上の幹部には、婚姻法の全文を、區・鄉(村)の幹部には婚姻法の原則とこの宣傳提綱を學習させることによって、幹部とくに下級の幹部の學習に便ならしめようとしたのである。

このようにして、二一指示、二一八指示は、土地改革と三反運動後の大衆的昂揚のなかででてきた新しい偏向として、封建的な結婚のすべてを解體させようとする左翼急進主義を批判し、打撃の目標を、當面、封建主義の惡劣な婚姻關係に限定すべきことを指示した。そして婚姻法貫徹運動が人民内部の思想闘争としてねばり強い宣傳教育の方法をもっておこなわれなければならない、そのための幹部政策にこんどの運動の重點があることを指示したのである。

これらの一連の指示に沿って、各級人民政府が運動を大々的に展開したわけだが、河北省のばあいを中心としながら、運動の展開情況をみてみよう。

河北省では、運動の開始に當って二月二日から二月六日まで婚姻法貫徹運動會議を開催し、以下の準備工作をおこなった。^②

- (一) 幹部のなかにある左翼急進主義と右翼日和見主義を批判し、今度の運動の性質、目的、方針、政策を明確にする。
- (二) 幹部自身のもつ夫權意識と女性差別の行爲を具體的に糾弾する。
- (三) 全省の一般的情況として自由結婚はまだ萌芽状態であり、包辦、賣買結婚、童養媳、早婚などが優勢を占めている現状を確認し、今度の運動の必要性を認識する。

こうして三月上旬に一せいに運動を開始^③、訓練された一〇〇萬の工作人員が出勤し、街や村で廣汎な宣傳活動を開始した。保定、秦皇島、唐山、石家莊、宣化の五市だけでも、宣傳隊が一〇〇、劇團が四〇〇餘、映畫隊、幻燈班も加わって

縣ごとに宣傳をおこなった。一般の大衆は、婚姻法について三回乃至五回、多いものでは十回以上の宣傳教育を受けたという。こうしたなかで、家庭不和、男女不平等の問題も表面化し、婚姻法の精神にしたがって大衆自身が問題を解決してゆくということもあった。たとえば張家口では、七四〇件の問題が提起されたが、うち九六％は宣傳教育を受けた大衆が、自發的に提起したものであり、三三五件は大衆自身の手によって解決された。家庭不和の表面化は、舊い家族内の秩序の動搖を示すものであり、その問題の解決は婚姻法による家族内秩序の再編成にはかならなかったのである。

こうして河北省では農村の八〇％、山西省では五〇％、綏遠省でも五〇％の地域で、華東區では六〇％以上の地域で、宣傳と運動が展開された。福建省では八〇％弱の地域で運動が展開され、婚姻法教育をうけたものは人口の六五〇〜八〇％に達した。中南區の河南、湖北、湖南、江西の四省では七〇〜九〇％の地域で運動が展開された。武漢市では四四％の地域で九〇％の成人が婚姻法教育を受け、西安市では、大衆大會が延べ七百回、宣傳教育を受けたものは一一人に及んだ。東北では二五ヶ所で重點工作が行なわれ、各地で大衆大會が開催されている。また三月十二日には、中央婚姻法貫徹運動委員會の第二回會議が開かれ、三月十八日には、中央婚姻法貫徹運動委員會の副主任劉景範が「婚姻法を貫徹することは、各級人民政府と全國人民の重要な政治任務である」と題して全國むけ放送をおこなった。この間、全國に配布された宣傳パンフレットは二千萬に及んだといわれ、婚姻法貫徹運動は最高潮に達したのである。あたかもこの運動の期間中に、スターリンの死去があり、運動に一時的な停滯をもたらした。四月上旬には、全國のほぼ七〇％の地域で、運動のスケジュールを完成した。

しかしこの運動も萬事が順調に進行したわけではなく、幹部のなかに新しい偏向を生み出していた。すなわち、二一指示、二一八指示が打撃の目標を封建的な婚姻制度に限定した結果、中央の方針は變ったとして婚姻法をまじめに執行しようとしないう右翼的な偏向がでてきたのである。かれらは離婚當事者の意志を無視して強壓的な調停工作をおこなって自・

他殺事件を激成したり、一般の男女關係についてまで離婚を提唱しない、ということをして、離婚には反対すべきである、もしくは離婚を許すべきではない、と擴大解釋していちぢるしく離婚の自由を制限したりしたのである。婦人の自・他殺事件も、相かわらず續發していた。

こうした偏向や問題は生じたが、しかし全體としてみれば運動は大きな成果をあげた。それは、婚姻法が公布されているの廣汎かつ系統的な宣傳運動であった。封建的な婚姻制度の思想と悪習はこれらの運動をつうじて系統的に批判され、新しい家庭の創造と人間關係の再編成がはじまった。とりわけ婚姻法貫徹の隘路となっていた幹部のなかに、婚姻法貫徹のもつ重大な意義が浸透し、婚姻法工作の長期性、複雑性、困難さが認識されたことは、この運動の大きな成果であり、今後の工作の基礎を築いたものであったといえる。この運動の成果を全国的にみるならば、つぎの如くである。

(一)全國のほぼ一五%の地域では、中央の指示が廣くかつ深く入っていて、幹部が積極的に婚姻の自由を支持している。人民大衆も、八〇〜九〇%が婚姻法についての教育を受け、婚姻の自由、男女平等、家庭における「民主和睦」が新しい風氣になってきている。

(二)全國の六〇%の地域では、大部分の幹部が新舊婚姻制度の相違をはっきりと認識し、人民大衆も、六〇〜七〇%が婚姻法に關する教育を受けた。これらの地域では基本的には舊婚姻制度が破壊され、新婚姻法が實行されはじめているが、しかし一部にはなお婚姻法にたいする懷疑があり、婦女虐待や婦人の自・他殺も完全には跡を絶っていない。

(三)全國の約二五%の地域では、幹部も人民大衆も、婚姻法についてごく粗雑な認識をもっているだけで、多くの誤解や疑問がある。婦人の自・他殺もなお深刻な状況である。

このような全國的狀況をふまえながら同委員會は一九五三年十一月十一日、政務院第一九三次政務會議において以下の建議をおこなった。

(一)各級人民政府の民政・司法部門と婦人・青年・工會などの諸人民團體は、婚姻法貫徹を經常的な任務の一とし、まじめに指導し、定期的に處理し、検査すべきである。

(二)各級人民政府の政法・文教部門は、定期的に宣傳工作进行を研究し、經常的な宣傳計畫と検査制度を制定すべきである。各種の宣傳パンフレットを編纂して宣傳活動をおこない、各級の政法學校、工會、青年、婦人などの幹部訓練班、區、鄉(村)幹部および小學教員訓練班、民衆夜校、冬學などにおいて、婚姻法を政治課程(カリキュラム)の一とし、高級中學以上の學校の政策學習に當っても、婚姻政策の内容を増加すべきである。

(三)婚姻登記制度と鄉(村)調停委員會の工作进行を強化すべきである。

(四)經常工作に移行するために、この工作内容を、中央内務部、各級民政部門の掌管に移す。ただし各級婚姻法貫徹運動委員と辦公室はそのまま保留するが、辦公室は規模を縮小する¹⁸⁾。

すでに一部の地區、たとえば河北省では、四月十七日、中共河北省委が「經常的な婚姻法貫徹の宣傳工作に関する指示」¹⁹⁾を出し、『人民日報』は五月六日「婚姻法の貫徹は非常に重要な經常工作である」と題する社論を掲げていたが、このようにして婚姻法貫徹運動はひとまず收束し、經常工作に移行したのであった²⁰⁾。

さてこの時期にこのような形で集中的に婚姻法貫徹への取組みがおこなわれたのは、當面する社會主義建設がこれを要請していたからであった。

周知のように解放前「中華人民共和國土地改革法」(婚姻法より一月おくれで一九五〇年六月公布施行)にもとづいて進められてきた土地改革は、一九五二年の末をもって基本的に完了していた。七億ムーの土地は、約三億といわれた農民に、男女の別なく分配され、地主支配を可能にしてきた封建的土地所有は廢止されて封建的な婚姻制度の社會的基盤は失なわれたのである。その農民的な土地所有と解放された農民の生産力の上に立って新しい中國の社會主義的工業化がめざされる。一九

五三年にはじまる第一次五ヶ年計畫はその物質的基礎を確立しようとするものである。

この新しい段階をむかえて、人民政府は、土地改革と工場・鑛山などの民主的改革に發揮された大衆運動の基礎の上に立って、封建的な婚姻制度に集中炮火を浴びせようとしたのであった。

運動の目的はたんに法律として婚姻法を普及することにあるのではなかった。婚姻法の示す男女平等の精神に基いて、家庭と夫婦の間における民主・平等・和睦を實現し、生産にたいする促進的な作用をおこさせることにある。新しい人間關係を樹立することによって、來るべき經濟建設と文化建設の力量を強化すること、專制政體の「根據」をなしてきた舊家族制度にかわって社會主義の「根據」をなすべき新しい家庭を創造することが要請されていたのである。

たしかに、封建的な家庭を「民主和睦」の家庭に變革し、新しい夫婦關係、親子關係、姑と嫁の關係のもとに、自覺的個人を生み出すことは、生産力の發展にとって缺くべからざる前提條件であった。

たとえば、河南省魯山縣では、「婚姻法はなまけものの病いを治し、食糧をふやす」ということわざがある。²¹

ここでは婚姻法貫徹運動以來、家庭内關係はあきらかに變化をおこしていた。婆娑郷の統計によれば、全郷五三九戸のうち「民主和睦」の家庭七六戸（二四・一%）、「民主和睦」でない家庭二二戸（三・九%）、一般家庭四四二戸（八二%）であり、一般家庭のなかでも婦人を罵ったり、虐待したりする習慣はなくなって基本的には生活の平等（吃穿平等）が實現している。また石橋郷王樓村では、全村一八五戸のうち「民主和睦」の家庭二五%、「和睦」でない家庭〇・五%である。このように家庭が變革されるなかで全縣六、五七九箇の互助組にはすべて婦人が参加するようになった。とくに一九五二年、早勉とたたかうべく淮河の水利工事が、國家的事業としておこなわれたときには、ほとんどの男性が水利工事に加わり、春耕は主として婦人の労働力によっておこなわれた。婆娑郷では全郷二〇頃のうち、少なくとも八頃は婦人の手によって植付けがすまされた、という。²²

また皖北區阜陽專區の統計でも、婚姻法貫徹運動が成果をあげる一方で、「男人は淮を治め女人は春耕、愛國増産には人人、份がある」(男人治淮、女人春耕、愛國増産、人人有份)というスローガンのもと一二八萬の婦人が春耕生産に参加した。その人数は、婦人の總數の七〇乃至九〇%に達したという。婦人たちは勞働しながらこう歌った。

むかしの女は、畑に出ず

なぐられたり、おこられたりするばかり

いま、世のなかはずっかり變わった。

毛主席が指導されて平等を語り

組織して精を出す。

深く耕やし心をくばって増産し

抗美援朝して前線を支援する

米帝を滅さねばとうてい承知できぬ。

老人たちもまた「むかしは、男女不平等で、女は田んぼに出なんだ。今は女も田んぼに出て勞働點數をもらえる時代ぢや」と世の中の推移に感心した、という。婦人は從來家庭内の作業にしか従事してこなかったのだが、婚姻法はこの婦人を、かまどのまわりから引出す役割を果たしたのである。このばあい婦人の勞働に對する勞働點數、とりわけ男女同一勞働同一賃金が婦人の勞働意欲を刺戟したことはいうまでもない。

しかもそれは何も婦人だけのばあいではなかった。さきの魯山縣の馮宗義のばあいは有名である。彼にはやっと二、三歳になったばかりで兩親から押しつけられた妻があつたが、夫婦仲はわるく結婚して數年間もベットを共にしたことがなかった。しぜんしごとにも身が入らず毎日ぶらぶら日を送っていて、家のなかは一日中罵りの聲がたえなかった。一方、

同じ村の鄭桂香という娘は、村のボスにさらわれて息子の童養媳にされ、虐待に泣いていた。新しい婚姻法が施行されると、これにはげまされた二人は、それぞれに離婚を申立てた。そして愛しあって結婚したのである。愛する妻を得た馮宗義は生まれかわったように生産にはげんだ。二人力をあわせての生産で、とうもろこし四石、甘薯八千斤を收穫したほか、肥料も二十五車分もたくわえた。婚姻法はたしかに、なまけものの病いを治し、生産をふやしたのであった。

こうした事情は工場労働者のばあいも同様であった。たとえば國營の天津第三棉紡織廠のある職場では、職工四〇一人のうち、女工が三三一人、うち既婚者は二七七人（八四％）であったが、かの女たちのうち二三人（八四％）が、包辦結婚であった。そして、包辦結婚の女工の半數は自分の賃金を自分の自由にはできない。賃金を全部婚家にわたすものもあれば、婚家と實家が賃金を折半するばあいもある。夫が代理で受けとって、自分はお金そのものはみたくもない、というものもいた。しかもかの女たちは、家へ歸れば奴隸である。夫の両親や夫にたいするサーヴィスは過重な家事労働となつてかの女たちの労働意欲をいちじるしく減退させていた。婚姻法の宣傳はこうした情況に初歩的な解決を與えた。「いくら働いてもどうせ自分の懐にははいらぬのだから」と生産計畫の強化をしぶつていた女工が、労働組合を介しての婚家との話し合いを通じて賃金の問題を解決し、すすんでこれを受入れたという例もある。また婚姻法教育をつうじて家庭不和を改善した女工が、出勤率を高め、急速に生産高をふやしたという例も少なくない。新しい家族関係とそのなかにおける個人の確立は労働意欲を刺戟し、労働の生産性をいちぢるしく高めたのである。

したがつてこの時點において男女を問わず、社會主義的な自覺に立つ新しい労働力を創出してゆくことは、國家の側からすれば、當面する經濟建設にとつてとりわけ必要なことであり、婦人の側からすれば經濟的な自立と家庭内の平等を確立するためにどうしても必要なことであつて、家庭の變革はその前提條件を準備するうえできわめて重要なみをもつものだったのである。同時に、婚姻がたんに個人と個人の私的契約の關係として社會から切斷されてしまふのではなく、生産

を媒介としてつつ社會に向つて開かれてゐる點に、中國における社會と家庭の、ひいては社會と個人との新しい關係が生まれつつあるのが感じられるであろう。

注

- (1) 一九五二年十一月二十六日に婚姻法貫徹に関する指示がでていることは、中華全國民主婦女聯合會の婚姻法貫徹を擁護する指示及び補充指示のなかにもみえ、またその他の資料によつても傍證されるのであるが、この指示がどのようなものであつたかは「人民日報」にも記載がないため、わからない。この前後にすでに各地において婚姻法貫徹運動がもり上つてきていた。すなわち、北京では一九五二年十二月十七日、北京市副市長張友漁を委員長として婚姻法貫徹委員會が組織され、三月を婚姻法貫徹月間とすること、その準備期間を三期に分ち婚姻法實施狀況の調査と分會の設立(五二年十二月十日)五三年一月十五日)、調査の結果に基いて運動のための準備(一月十六日)二月十五日)、幹部に婚姻法をよく學習させ宣傳員を養成訓練(二月十六日)二月末)と段階的に運動を進めることがきめられたという(新島淳良「婚姻法貫徹運動」『中國經濟年報』一九五三年)。また河南省でも一九五二年十一月二十日から十二月二十日までを三段階(幹部教育と大衆の學習の組織、具體的問題の解決、總括)に分けて運動が展開されている(「河南省貫徹婚姻法試點工作經驗」『新中國婦女』一九五三年二月號)。
- (2) 「中央貫徹婚姻法運動委員會開會、討論開展貫徹婚姻法運動的問題」『人民日報』一九五三年一月十六日。
- (3) 同右。
- (4) 「各地進行貫徹婚姻法運動的準備工作、各大行政區相繼成立貫徹婚姻法運動委員會」『人民日報』一九五三年一月十七日。
- (5) 「人民日報」一九五三年二月二日。
- (6) 「人民日報」一九五三年二月十九日。
- (7) 「新華月報」一九五三年第三號。
- (8) 「河北召開全省貫徹婚姻法運動會議」『人民日報』一九五三年三月四日。なお華北區については中華全國民主婦女聯合會、華北工作委員會が提出した「華北區貫徹婚姻法執行情況和今後工作的意見」(「新華月報」一九五三年第二號)があり、よりくわしい調査報告をおこなつてゐる。
- (9) 「各地展開宣傳貫徹婚姻法運動」『人民日報』一九五三年三月三十日。
- (10) 「河北省貫徹婚姻法運動即將結束」『人民日報』一九五三年四月九日。
- (11) 一九五三年五月六日新華社報道(「人民手冊」一九五三)。なお中南區はこの運動の總括を「中共中央中南局宣傳部關於貫徹婚姻法宣傳工作的總結」(「人民日報」四月二十六日)として發表している。
- (12) 注(9)前掲記事。
- (13) 同右。
- (14) 「人民日報」一九五三年三月二十日。
- (15) 「關於貫徹婚姻法運動的總結報告」(「新華月報」一九五三年第十二號)。
- (16) 林章等「糾正處理婚姻糾紛中的強制調解現象」(「人民日報」一九五三年五月三十日)。
- (17) 注(15)前掲報告。
- (18) 同右。
- (19) 「中共河北省委發出經常宣傳貫徹婚姻法工作指示」(「人民日報」一九五三年四月二十二日)。

(20)

なお經常工作に移行いごについては資料はきわめて乏しいが、幽桐「對當前離婚問題的分析和意見」(『新華半月刊』一九五七年二期)によれば、民事案件中に占める婚姻糾紛案件とそのパーセンテージは左記のごとくである。

民事案件	婚姻糾紛案件	%
一九五三年	一八五〇、〇〇〇	一一七〇、〇〇〇 六三・二%
一九五四年	二二〇〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇 五八・八四%
一九五五年	九五〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇 六三・七三%
一九五六年	七三〇、〇〇〇	五一〇、〇〇〇 六九・七%

これら婚姻糾紛案件にあっては、離婚案件が壓倒的多數を占めたものと推定されるが、一九五六年上半期の不完全な調査によれば、これら離婚案件のうち封建的な「包辦」結婚によって離婚を申請したものが、總數の約五〇%を占めていたといわれる。とくに注目されるのは、これら「包辦」結婚のかなりの數が婚姻法施行この「包辦」結婚であつたと推定されること、安徽肥東縣法院の一九五五年から一九五六年

(五)

さて、さきに紹介した石果の『風波』はあたかもこの時期、婚姻法がある農村のなかにまきおこしてゆく「風波」をさわやかにえがき出した短篇小説であるが、この小説のなかにはひとつのクライマックスがある。場所は例の族規が石に刻まれていた楊家の祠堂である。楊家の族長楊老人は、楊家の族風と族規が、腐敗して汗のように「なっているのを慨歎し、ここで一族の集會を開いて教育しようとするのだが、このとき楊家の一人の男が母親に指示されながら、祠堂にまつてある先祖の位牌をたたきこわしはじめたのである。何十枚もたたきこわした末にこの老女は叫ぶ。「みんな地主の位牌だ。」

婚姻法貫徹運動をめぐって

三月にかけて處理した五三五件の離婚案件中、一七九件(三三・四%)が婚姻法施行このものであったという。婚姻法施行ご、しかも農業合作化の高潮のなかで、婦人の地位は高まってきていても、父母による包辦結婚の解消は容易ならざることであつたのである。

- (21) 新島淳良「婚姻法貫徹運動」(『中國經濟年報』一九五三年二月六日)。
- (22) 「河南省魯山縣是怎样貫徹執行婚姻法的」(『人民日報』一九五三年一月八日)。
- (23) 「今年上半年各地執行婚姻法情況」(『人民日報』一九五二年八月二十八日)。
- (24) 王權藻「怎樣才能使宣傳貫徹婚姻法工作不妨礙生產」(『人民日報』一九五三年四月四日)。
- (25) 王青「婚姻法把一個不幸家庭變成幸福家庭」(『人民日報』一九五二年十二月二十九日)。
- (26) 「國營天津第三棉紡織廠等單位應認真貫徹婚姻法」(『人民日報』一九五三年四月一日)。

間違つてたたきこわしたものはない。」じつはこの老女は、息子を妊っていた時、楊家のだんなに口答えしたばかりに、上を犯した」とこの祠堂で全身をなぐられ、月足らずでこの息子を生んでしまったのである。この小説のヒロイン楊春梅は自分の意志で幼なじみに結婚を申込みせるまでに成長した新しい娘だが、かの女にも父の死で、借金穴うめに楊の地主の家で女中奉公させられ、その息子に手を出されたという苦い過去がある。「三代前から敷え立てたら楊家の娘や嫁の流した涙でこの祠堂も溺れてしまうのだよ」という女たちの聲に、何人もが老女に同調して位牌に手をかける。がちゃん、がちゃんと地主の位牌がたたきわられていく。

この女たちの行爲が象徴するように、宗族體制というのは、じつは地主支配を補完し、階級矛盾を隠蔽するかくれみのとしての役割を果たしてきたのである。楊家のばあいはおそらく楊家の地主が楊家の佃戸を搾取するという同族支配の形をとっていたのであろうが、ここでは宗族内部の上下越ゆべからざる諸々の関係は、そのまま地主と農民の支配・被支配の関係であった。むろん宗族外の異姓の農民を支配する、ということもごくふつうであったが、このばあいでも宗族制度は、地主支配を補完するイデオロギー装置としての役割を果たしてきた。農民たちは宗族制度をつうじて、日常不斷に被抑壓者たるにふさわしい奴隷の道徳を訓練されてきたのである。封建的な婚姻制度は、このような宗族制度の基礎となるものであった。ある幹部がしみじみと述べたように、封建的な土地制度が、人を食った」だけではなくて、封建的な婚姻制度もまた、人を食う」ものにほかならなかったのである。

このような、人を食う」禮教を告發し、家族制度の打破をはじめて叫んだのは、魯迅をはじめとする五・四の青年たちであった。かれらは、宗族制度のイデオロギーたる儒教道徳の奴隷性を告發して止まらなかった。「結婚の自由」、「戀愛の自由」、「男女交際の自由」は、舊い家からの人間の解放と個人の自立をもとめるかれらのスローガンであった。それはまた同時に五・四愛國運動に加わっていた青年たちの現実的な要請でもあって、帝國主義と封建主義に抗して立上ろうと

するならば、自らの内なる奴隷性を拭い去り、家のしがらみを突き破ることから始めなければならなかったのである。「婚姻法」は、五・四運動以來の、この長い課題の達成であったといえるであろう。

むろん、婚姻法と相前後して行なわれた土地改革は、長年にわたった地主支配を打倒し、封建的な家族制度と婚姻制度の存立する「根據」を奪い去ってしまった。しかし地主支配のイデオロギー装置はけっしてそれによって自然消滅するものではなかった。そのイデオロギーに對する強力な闘争が必要とされたのである。婚姻法貫徹運動とはまさにこのイデオロギー闘争にほかならなかった。つまり、土地改革が、封建主義をその經濟的基礎から覆えした、とするならば、婚姻法は、宗族制度という上部構造からこれを覆えたのである。

こうして、婚姻法は、まず何よりも封建的家族制度のもつとも底邊にあつた婦人たちを解放した。婦人たちははじめて自からの意志で夫を選択する自由と離婚する自由とを獲得した。それは自からの意志で生きる自由といかえてもよいであろう。女たちは、物であり、動物であり、子産み機械であることを止めて、はじめて一個の人間として生きる自由を獲得したのである。今や、男女は平等、人はそれぞれ一人前（男女平等、一人一份）であつて、かつての「男子に對する（女子の）不平等條約」は破棄された。そのいみで婚姻法はまさしく「婦女法」であつた、といつてよい。

だが、婚姻法がもたらしたのは、たんに婦人の解放だけではなかつた。それは婚姻の自由と男女平等という、まことに「過激」な思想を家庭にもちこむことによつて、夫と妻、嫁と姑、親と子の家族關係のすべてを洗いなおすことを迫つたのである。それは封建的な家庭を「民主和睦」の家庭に變革し、家族關係を民主主義的な基礎の上に再編成するものにはかならなかつた。家庭が人びとにとつて、さいしょの、しかももっとも身近な社會であるとすれば、そこに民主主義が樹立されることの意味はきわめて大きいといわなければならない。「わしは、婚姻法が、男にとつても、女にとつても、老人にとつても、若いものにとつても、生産にとつてもよいものであることがようようにしてわかつた」（五好）という老人

の述懐は、婚姻法が、家庭内の平等と民主主義をとおしてじつはすべての人間にかかわるものであったことをもつともよく示している。

こうして婚姻法は、かつて封建主義のイデオロギー装置であった家族を民主主義のそれに變革しようとした。それは本來ならばブルジョワ革命が果すべき役割であったかも知れない。しかし帝國主義のもとでブルジョワ革命を完成することなく、ブルジョワ的個人を生み出すことのなかったこの國は、新民主主義革命に勝利してのち、婚姻と家庭という、人びとにもっとも身近な生活をとおして人間の平等と民主主義を人びとにうえつけたのである。このばあい、ブルジョワ自由主義に流れることが嚴重に戒められたことはいうまでもない。このように個人を封建的な宗族制度から解放し、自由な主體をもつものとして自覺的な個人を創出することは、このあとにひかえる社會主義建設をすすめてゆくためにもぜひとも必要なことであつた。だがそれが中國社會の深部にふれるどれほどの大事業であつたかはすでにみてきたとおりであり、このあともお長期にわたる思想闘争を必要としたのであつた。

中國の家族と婦人がさらに新しい段階をむかえたのは、いうまでもなく一九五八年の大躍進と人民公社である。すでに土地改革につづいておこなわれた農業協同化によって、家族のもつ生産的機能は徐々に分離され、公共化が進行しつつあつたが、人民公社はこの公共化を飛躍的にすすめた。家をこえるものとして新しいコムミュンが生まれたのである。レーニンが共產主義の幼芽と稱したところの公共食堂、託兒所、養老院が各地に設立され、家事労働の社會化も可能になつて、婦人たちははじめて大量に社會的労働に参加した。こうしてかの女たちは、經濟的自立を獲得し、男子の經濟における支配權を打破して、その婚姻における支配權の根據を奪いとってしまった。人民公社におけるこの家族の生産的・消費的機能の分離と婦人の解放は、婚姻法がもたらした封建的な家からの解放をいっそう内實化するものにはかならなかつた。

さらにこれにつづく文化大革命と批林批孔は、社會の差別構造——性差別をもふくめた——とそのイデオロギイ的基礎をなしてきた儒教の批判に及んだ。封建的な家族制度Ⅱ宗法家族は、イデオロギイ的根源にさかのぼって解體されつつある、といってもよいであろう。

家からの解放と個人の確立という五・四新文化運動の課題は、五・四運動のかつてのリーダーの一人、毛澤東主席によって主導されつつ、今や當時の青年たちが豫想もしえなかったほどの規模と深さとそして新しい方向性とをもって達成されようとしているのである。

(一九七六年六月二十日稿了)